

第 5 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成24年2月28日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成24年2月28日(火曜日)

午前10時1分開議  
午後0時10分休憩  
午後0時59分開議  
午後1時53分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第5号 平成23年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第6号 平成23年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第11号 平成23年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成24年度熊本県一般会計予算
- 議案第25号 平成24年度熊本県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第26号 平成24年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第31号 平成24年度熊本県流域下水道事業特別会計予算
- 議案第63号 熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 熊本県屋外広告物条例及び熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第案第66号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 工事請負契約の締結について

- 議案第91号 指定管理者の指定について
- 議案第92号 指定管理者の指定について
- 議案第93号 指定管理者の指定について
- 議案第94号 指定管理者の指定について
- 議案第95号 指定管理者の指定について
- 議案第96号 指定管理者の指定について
- 議案第97号 指定管理者の指定について
- 議案第100号 専決処分の報告及び承認について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①県内企業の受注機会拡大の取組について
- ②橋梁長寿命化修繕計画・舗装維持管理計画について
- ③川辺川ダムに関する最近の状況について
- ④五木ダムに関する最近の状況について
- ⑤建築関係業務に係る市町村への事務・権限移譲について

出席委員(8人)

委員長 小早川 宗 弘  
副委員長 山 口 ゆたか  
委員 山 本 秀 久  
委員 堤 泰 宏  
委員 松 岡 徹  
委員 東 充 美  
委員 泉 広 幸  
委員 緒 方 勇 二

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部 長 戸 塚 誠 司

政策審議監 鷹 尾 雄 二  
 道路都市局長 野 田 善 治  
 河川港湾局長兼  
 土木技術審議監 上 谷 昌 史  
 建築住宅局長 生 田 博 隆  
 監理課長 金 子 徳 政  
 用地対策課長 成 瀬 茂  
 土木技術管理課長 西 田 浩  
 道路整備課長 増 田 厚  
 道路保全課長 亀 田 俊 二  
 都市計画課長 内 田 一 成  
 下水環境課長 軸 丸 英 顕  
 河川課長 林 峻一郎  
 港湾課長 手 島 健 司  
 砂防課長 高 永 文 法  
 建築課長 坂 口 秀 二  
 営繕課長 田 邊 肇  
 住宅課長 平 井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦  
 政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前10時1分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に6名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

議事次第のとおり、初めに平成23年度補正予算について執行部から説明を求めた後、質疑、採決を行い、次に平成24年度当初予算及びそのほかの議案について執行部からの説明後、質疑、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、それに従い進めてまいりたいと思

ます。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の皆さん方の説明は、くれぐれも簡潔にお願いをいたします。また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さん方は着席のまま行ってください。

それでは、戸塚土木部長に総括説明をお願いいたします。

○戸塚土木部長 おはようございます。土木部長の戸塚でございます。

今回の定例県議会に提案しております議案の説明に先立ち、まず、最近における土木部行政の動向として、川辺川ダム関係及び五木ダムについて御報告申し上げます。

球磨川の治水につきましては、昨年12月21日に、ダムによらない治水を検討する場の第2回幹事会が開催されました。遊水地や市房ダムの有効活用など、直ちに実施する対策に追加して実施する対策案について、国及び流域市町村とスピード感を持って極限まで検討を進めております。

また、五木ダムにつきましては、昨年12月20日、知事は、五木村宮園・竹の川地区の治水対策を示すとともに、中止という再評価監視委員会の答申を尊重したいと申し上げました。今後、村に示した治水対策を着実に実施し、村民の皆様の不安を解消できるよう、全力で取り組んでまいります。

特に、緊急性が高い事業については、今定例県議会に当初予算を提案しており、できる限り早急に実施したいと考えております。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成23年度補正予算関係議案4件、平成24年度当初予算関係議案4件、条例等関係議案14件でございます。

初めに、23年度2月補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、国の第3次補正予算に基づく全国防災対策に対応した公共事業費について、5億1,710万円の増額補正をお願いしております。このほか、社会資本整備総合交付金事業等の内示減及び国直轄事業や災害復旧事業の事業量の確定に伴う減額補正等で、一般会計、特別会計を合わせまして合計で87億4,184万9,000円の減額を計上しております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、今回の全国防災対策に係る分など、6億8,110万円の追加設定をお願いしております。

次に、平成24年度当初予算の概要について御説明いたします。

平成24年度当初予算につきましては、知事の改選期を迎えることから、骨格予算として、人件費等の義務的経費や継続的な事業に要する経費を中心に計上しております。ただし、新規事業であっても、防災・減災対策など年度当初から早急に取り組む必要があるものは当初予算へ計上しております。

一般会計でございますが、投資的経費につきましては、県内景気への配慮及び必要な社会資本を着実に整備する観点から、継続事業を中心として、肉づけ後予算見込みから国直轄事業負担金及び九州新幹線建設事業負担金を除いた額のおおむね5割に相当する256億9,364万2,000円を計上しております。なお、熊本市の政令市移行に伴う道路事業等の移譲の影響で、対前年度比は36.9%でございます。

次に、消費的経費につきましては、年間所要額として111億111万1,000円を計上しており、対前年度比は96.2%でございます。

一般会計の合計は367億9,475万3,000円を計上しており、対前年度比は45.4%でございます。

次に、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別

会計の3つの特別会計につきましては、年間所要額として合計で88億254万4,000円を計上しております。

土木部の一般会計、特別会計を合わせた総額としましては、455億9,729万7,000円を計上しており、対前年度比は51.1%でございます。

次に、条例等関係議案につきましては、条例の改正として、熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について外4件、工事請負契約の締結について1件、指定管理者の指定について7件、道路管理瑕疵関係の専決処分報告及び承認について1件、計14件の御審議をお願いしております。

その他報告事項につきましては、県内企業の受注機会拡大の取組みについて外4件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○金子監理課長 最初に資料の確認でございますが、今回は建設常任委員会説明資料としまして、平成23年度補正予算関係1冊、平成24年度当初予算関係、条例等関係1冊の計2冊、その他報告事項5件を用意しております。

それでは、お手元の資料1、建設常任委員会説明資料により御説明させていただきます。

1ページの平成23年度2月補正予算資料をお願いいたします。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しておりますが、ただいま部長の総括説明にもありましており、今回の補正予算は、国の第3次補正予算に対応した公共事業費の増額のほか、社会資本整備総合交付金事業等の国庫内示減、国直轄事業や災害復旧事業の事業量の確定に伴う減額補正等でございます。

その内訳につきましては、上の表の2段目の今回補正額でございますが、一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で58億3,661万4,000円の減額、県単事業で3億5,601万3,000円の減額、直轄事業で12億764万3,000円の減額を計上しております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業で8億2,643万7,000円の減額、県単事業で883万円の減額、直轄事業で5,123万3,000円の減額を計上しております。

投資的経費計としまして、82億8,677万円の減額となります。

また、消費的経費につきましては、4,481万円の増額を計上しており、一般会計計としまして82億4,196万円の減額となります。

次に、その右側の特別会計ですが、投資的経費で6億3,920万円の減額、消費的経費で1億3,931万1,000円の増額を計上しており、合計で4億9,988万9,000円の減額となります。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、87億4,184万9,000円の減額となります。

次に、その下の段の国の第3次補正対応分でございます。

これは、今回補正額の内数となりますが、一般会計の普通建設事業の補助事業で5億1,710万円の増額を計上しております。

以上、2月補正後の土木部の合計額は、一番右側の合計欄の4段目でございますが、860億2,860万2,000円となります。

また、各課別の内訳につきましては、その

下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成23年度2月補正予算総括表でございます。

1が一般会計、2から4が特別会計の予算総括表でございます。

課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。一番下の土木部合計の欄をごらんください。

国支出金が36億6,942万4,000円の減額、地方債が37億4,650万円の減額、その他が4億3,093万円の減額、一般財源が8億9,499万5,000円の減額でございます。これは、それぞれ事業ごとの国支出金や地方債などの財源が確定したことに伴うものでございます。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の補正予算の詳細を記載しております。監理課の補正予算につきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございます。

職員の給与費につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として、4ページ以降、すべての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただき、各課からの説明は割愛させていただきます。

職員の給与費は、当初予算の段階では、前年度末の退職予定者を除く在職職員で年間所要額を計算し予算計上しているため、今回の補正では、平成23年4月1日以降の人事異動、組織見直し、職員の新規採用等による人員の変動に伴う給与の増減を、給与改定等に伴う給与の減等を計上しております。

監理課関係分としまして、1億3,795万5,000円を減額しております。

なお、平成23年度当初予算までは、用地対策課及び土木技術管理課の予算を監理課予算で一括して計上しておりましたが、部局制導

入に合わせて各課で予算計上することとしたため、職員給与費についても各課で計上することになりました。そのため、今回の2月補正では、監理課職員給を減額し、用地対策課及び土木技術管理課の職員給を新規で計上しております。

次に、3段目の管理事務費でございますが、1,216万2,000円を減額しております。

内訳としまして、市町村派遣職員人件費負担金分として540万1,000円を増額するとともに、宮城県等からの要請に基づく職員の派遣に要する経費として、今年度の派遣実績に合わせて1,756万3,000円を減額しております。

次に、5段目の幹線道路整備基金積立金でございますが、本年度発生します基金運用利息66万9,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、一番下の項目の管理運営費でございますが、上益城地域振興局土木部庁舎の駐車場の貸借について債務負担行為の設定をするものでございます。

以上、最下段のとおり、今回の監理課の一般会計補正額は1億4,922万9,000円の減額となっております。

以上でございます。

○成瀬用地対策課長 用地対策課でございます。説明資料4ページをお願いします。

収用委員報酬の65万6,000円の精算減額でございます。

用地対策課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。次の、資料の5ページをお願いいたします。

上から3段目の土木行政情報システム費でございますが、118万1,000円の減としております。これは、説明欄に記載しておりますが、工事の進行管理や成果物の納品などを電

子的に行うCALS/EC事業費の執行残でございます。

最下段でございますが、職員給与費の増額を合わせ、土木技術管理課計で1億2,640万9,000円の増額で、補正後の予算額は2億3,925万2,000円となります。

土木技術管理課は以上でございます。

○増田道路整備課長 道路整備課でございます。資料の7ページをお願いします。

まず、上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、3億1,660万円の減額としております。これは国の事業費確定に伴います県負担金の減によるものでございます。

次に、4段目の道路管理費でございますが、右の説明欄にあります2つの負担金増の合計1,787万1,000円を計上しております。

次に、5段目の指導監督事務費でございますが、国庫内示に伴い、事業費763万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、6段目の国庫支出金返納金でございますが、平成21年度及び22年度事業費確定に伴い、不用となりました国費相当分の返納額548万7,000円を計上しております。

次に、最下段の市町村負担金返納金でございますが、こちらも平成22年度事業費の精算に伴う市町村負担金相当額の返納分として1,000円を計上しております。

次に、8ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、4段目の地域道路改築費でございますが、国庫内示減により事業費28億7,647万5,000円が減となります。

このほか、内容、財源更正によるものと合わせまして、最下段でございますが、道路整備課の補正予算額は31億659万7,000円の減額となり、この結果、補正後の額は194億8,364万8,000円となります。

道路整備課は以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

す。説明資料の9ページをお願いします。

上から4行目は、平成21年、22年度の事業費確定に伴う国庫補助金の返納額として1,041万4,000円の減額補正をお願いしています。

次に、10ページの上から2行目の道路舗装費でございますが、交付金事業の内示減により1億5,660万円の減額補正をお願いしております。

次に、3行目の道路施設保全改築費でございますが、右の説明欄のとおり、交付金事業の内示減により6億7,040万9,000円を減額するとともに、国の第3次補正予算、全国防災対策対応の追加分として、国道219号ほか19カ所の災害防除事業を実施する予算として5億1,510万円を増額することとし、差し引き1億5,530万9,000円の減額補正をお願いしております。

この結果、10ページの最下段に示しますとおり、道路保全課関係の2月補正の総額は3億5,273万5,000円の減額となり、補正後の予算総額は199億8,393万1,000円となります。

道路保全課の説明は以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料の11ページをお願いいたします。

補正予算につきまして、主なものを御説明いたします。

上から3段目の景観整備費でございますが、452万4,000円を増額をお願いしています。これは平成22年度分の緑の基金への積立額の確定に伴うものでございます。

次に、5段目の新幹線建設促進事業費でございますが、1億7,505万1,000円の減額をお願いしています。これはJRが支払う新幹線施設の使用料の一部を国が新幹線建設費に充当したこと等による地方の負担金の減によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

1段目の公園維持費でございますが、平成24年度から28年度までの5年間、テクノ中央

緑地及び本妙寺山緑地及び水俣港緑地を含む水俣広域公園の管理を指定管理者に委託するための債務負担行為の設定をお願いしています。

次に、都市計画運営事務費でございますが、市町村派遣職員の人件費の負担金440万5,000円でございます。

最下段の国庫支出金返納金485万6,000円は、平成21年度及び22年度事業費確定に伴い、不用額が生じた事業費の国庫補助金を返納するものでございます。

13ページをお願いいたします。

1段目の市町村負担金返納金44万6,000円は、先ほどの国庫支出金返納金と同様に、事業費確定に伴い、市町村負担金を返納するものでございます。

3段目の都市計画調査費でございますが、経費節減等により320万円の減額、4段目の連続立体交差事業費は、国庫内示増により1億2,000万円の増額でございます。

次に、下から4段目の土地区画整理事業負担金でございますが、熊本市の土地区画整理事業等の事業費が減になったことに伴います負担金、1億6,114万5,000円の減でございます。

最下段の街路整備事業費でございますが、国庫内示減に伴います3億4,804万8,000円の減でございます。

14ページをお願いいたします。

2段目の都市公園費でございますが、右の説明欄のとおり、沿道景観緑化推進事業費及び都市公園整備事業費の国庫内示減及び財源更正等でございます。

以上、都市計画課は、最下段のとおり、計7億4,746万2,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は110億4,660万7,000円になります。

説明は以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

まず、一般会計でございます。委員会資料1の15ページをお開きください。

補正の主な内訳ですが、上から4段目の一般廃棄物等対策費1,015万3,000円の減は、事業費確定による減でございます。

最下段の団体営農業集落排水事業費4億4,000万円の減は、国の内示減によるものでございます。

この事業は、国の交付金を県が一たん受け入れて市町村に補助する、いわゆる間接補助事業ですが、県を経由せず市町村へ直接交付される汚水処理施設整備交付金事業に変更になった箇所の事業費を減じたものでございます。

以上より、17ページ最下段に記載のとおり、4億7,106万1,000円の減額となり、補正後の総額は11億9,184万8,000円でございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明します。委員会資料の18ページをお開きください。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費の6,411万4,000円の減は、維持管理費の減と消費税の確定に伴う納付額の減によるものです。

同じ段の一番右の説明欄をごらんください。

熊本北部流域下水道管理費では、年度当初からの執行が必要な水質法定検査業務に関する経費として309万円、平成24年度から28年度まで、指定管理者を指定することに伴う管理運営業務に関する経費として、5年間で合計40億7,462万3,000円の債務負担行為設定をお願いいたしております。

一番下の段の熊本北部流域下水道建設費（交付金事業）の6億6,550万円の減は、国の内示減によるものでございます。

19ページをお開きください。

上から2段目の球磨川上流流域下水道管理費の987万7,000円の減は、維持管理費の減と

消費税の確定に伴う納付額の減によるものです。

球磨川上流流域下水道管理費につきましても、水質法定検査業務委託に関する経費330万2,000円と、指定管理者の指定に伴う管理運営業務経費として、5年間で9億1,219万9,000円の債務負担行為の設定をお願いいたします。

一番下の球磨川上流流域下水道建設費（単独事業）の400万円の減は、事業計画の見直しによるものでございます。

20ページ、お願いいたします。

上から2段目の八代北部流域下水道管理費の328万1,000円の減は、維持管理費の減によるものでございます。

八代北部流域下水道管理費につきましても、水質法定検査業務委託に関する経費321万2,000円と、指定管理者の指定に伴う管理運営業務経費として、5年間で10億405万7,000円の債務負担行為の設定をお願いいたします。

21ページをお開きください。

最上段の元金の2億863万7,000円の増は、過去に借りました高い利率の起債を繰り上げ償還することに伴うものでございます。

以上、流域下水道事業特別会計では、最下段のとおり、5億4,681万7,000円の減となり、補正後の予算額は36億6,925万2,000円でございます。

よろしく願いをいたします。

○林河川課長 河川課でございます。23ページをごらんください。

最上段の河川海岸総務費でございますが、3億8,501万1,000円の減額になります。主なものを御説明いたします。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金で3億8,144万1,000円の減になります。これは国が行う直轄事業費の確定に伴う県負担金の減額になります。



その下の河川管理費で2,173万9,000円の減になります。これは事業費確定に伴う減額でございます。

最下段の国庫支出金返納金で1,712万9,000円を計上しております。これは平成20年度から22年度の補助事業の事業費確定に伴う国庫への返納金でございます。

そのほかは職員給与に関する増減及び財源更正でございます。

24ページをお願いいたします。

最上段の河川改良費でございます。3億8,788万3,000円の減額を計上しております。主な内訳です。

2段目の河川改修事業費で2億6,332万2,000円の減でございますが、まず、説明欄にございますように、災害発生に応じて配分されます予算支援制度でございます。災害対策等緊急事業推進費として、球磨村の小川に1億2,600万円の増額となっております。減額分は国の内示減に伴うものでございます。

3段目の都市基盤河川改修費で3,509万4,000円の減になります。これは熊本市が行う河川改修事業への補助でございます。市の事業費確定に伴い、県からの補助金を減額するものでございます。

下から4段目の河川等災害関連事業費で1億300万円の減額を計上しております。これは、本年度発生の災害関連事業がなかったことから、待ち受け予算としてあらかじめ確保しておりました予算を解除するものでございます。

下から3段目の単県河川改良費でございますが、説明欄にありますように、2,000万円のゼロ県債の設定をお願いしております。これは五木村の宮園・竹の川地区の治水対策として河床掘削を実施する予算になります。

26ページをお願いいたします。

最上段の河川等補助災害復旧費でございますが、8億7,767万円の減額を計上しております。主な内訳です。

3段目の直轄災害復旧事業負担金で5,123万3,000円の減でございます。これは国の直轄災害事業費の確定に伴う減額でございますが、本年度発生の直轄災害が少なかったことから減額になっております。

4段目の過年発生国庫補助災害復旧費で1億252万9,000円の減でございます。災害復旧につきましては、発生年を含め3カ年で復旧するよう予算措置されますが、昨年度発生した災害につきましては、初年度で必要額の満額が確保できたことから、本年度の事業費が不用になったものであります。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費で7億2,610万1,000円の減でございます。これは、本年度の事業費が待ち受け予算としてあらかじめ確保していた予算の範囲内でおさまったことから、残りの分を減額するものでございます。

以上、河川課の補正総額は、最下段にありますとおり、16億6,972万8,000円の減額で、補正後は111億8,887万円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○手島港湾課長 港湾課でございます。27ページをお願いいたします。

まず、一般会計から御説明いたします。

1段目の港湾管理費につきましては、205万2,000円の増で、平成21年度事業費確定による国庫支出金及び市町村負担金返納に伴う増でございます。

27ページ6段目から28ページ3段目にかけての港湾建設費でございますが、7億7,752万1,000円の減で、主なものを御説明いたしますと、一番下の国直轄事業負担金は事業確定に伴う負担金の減、下から2段目の港湾調査費は事業費確定に伴う減、その他はすべて国庫内示減に伴う減でございます。

28ページをお願いいたします。

4段目でございます。空港管理費でございますが、594万3,000円の減で、これは市派遣

職員の負担金の減でございます。

次の港湾整備事業特別会計繰出金でございますが、2,538万4,000円の減で、これは港湾特会への財源充当のための繰出金の減でございます。

以上、港湾課の一般会計につきましては、8億679万6,000円の減額補正でございます。

29ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計を御説明いたします。

2段目の施設管理費は、職員給与費の増に伴う2,865万7,000円の増額補正でございます。また、庁舎等管理業務に関しまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

次の港湾修築費は、港湾施設の維持修繕に係る3,200万円の増額補正でございます。

7段目の元金でございますが、起債の借入れ元金確定に伴う元金の3万3,000円の増額でございます。

8段目の利子でございますが、起債の借入れ金利確定に伴う利子の1,206万2,000円の減額でございます。

以上、港湾課の港湾整備事業特別会計につきましては、4,862万8,000円の増額補正でございます。

30ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計を御説明いたします。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費の170万円の減額は、経費節減によるものでございます。

以上、港湾課の臨海工業用地造成事業特別会計につきましては、170万円の減額補正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○高永砂防課長 砂防課でございます。説明資料の31ページをごらんください。

補正額を計上しているものを中心に説明します。

4段目の砂防費は、8億8,886万9,000円を減額予定です。

その内訳は、5段目、通常砂防事業費で1億8,150万3,000円の減、6段目、地すべり対策事業費は2,760万円の減、7段目、急傾斜地崩壊対策事業費は1億2,900万円の減で、ともに国庫内示減及び財源更正です。

32ページをごらんください。

2段目、国直轄事業負担金は、事業費確定に伴い、1,955万5,000円の減です。

3段目の国庫支出金返納金は、平成20年度事業費確定に伴う返納額として68万5,000円を計上します。

4段目、火山砂防事業費は、国庫内示減による5億3,200万円の減額と財源更正です。

7段目、市町村負担金返納金は、平成21年度事業費確定に伴う市町村負担金の返納のため、21万2,000円を計上します。

その他につきましては、内容更正、財源更正です。

以上、最下段に記載のとおり、砂防課として8億9,517万4,000円の減額補正をお願いしております。

砂防課は以上でございます。

○坂口建築課長 建築課でございます。資料の33ページをお願いいたします。

平成23年度2月補正予算の主なものを御説明いたします。

4段目の建築基準行政費でございますが、503万9,000円の減額をお願いしております。これは建築物の耐震改修の促進に要する経費の減や建築基準法に基づく位置指定道路の道路台帳等整備事業に要する経費の減によるものでございます。

次に、5段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、593万6,000円の減額をお願いしております。これは、今年度、がけ地近接危険住宅移転事業の実績がなかったことによるものでございます。

6段目の市街地環境整備促進費でございますが、1,314万9,000円の減額をお願いしております。これは民間建築物のアスベスト改修の促進に要する経費の減によるものでございます。

以上、建築課分としまして、最下段でございますが、333万8,000円の減額補正を計上しており、補正後の額は6億3,419万2,000円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。34ページをお願いいたします。

3段目の営繕管理費でございますが、地方債について100万円の財源更正をお願いしております。

営繕課は以上でございます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。35ページをお願いいたします。

まず、1段目の住宅管理費でございますが、262万9,000円の増額をお願いしております。

主なものでございますが、3段目の公営住宅維持管理費につきまして、社会資本整備総合交付金の増による財源更正、それから、説明の欄でございますが、県営住宅の指定管理に伴います公営住宅管理運営業務に係る費用の債務負担行為の設定をお願いしております。

平成24年度から26年度まで行うものでございまして、各年度4億6,603万7,000円をお願いしておりますが、詳細につきましては後ほど御説明させていただきます。

次に、下から3段目の住宅建設費でございますが、2億8,354万4,000円の減額を計上しております。

主なものでございますが、下から2段目の公営住宅建設費が9,797万8,000円の減額とな

っておりますが、これは県営山の上団地の本体工事の入札残などによるものでございます。

次に、36ページ、1段目でございますが、公営住宅ストック総合改善事業費が8,650万9,000円の減額となっております。これは県営住宅の住戸改善工事や外壁改修工事などの入札残などによるものでございます。

また、右の説明欄でございますが、国の3次補正予算対応分としまして、県営月浦団地の既設エレベーターの耐震改修工事を追加をお願いいたしております。

最後に、4段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費につきまして、9,467万1,000円の減額を計上しております。これは、入居実績に基づき支給する家賃減額補助及び採択事業者の辞退による整備費補助に要する経費の減によるものでございます。

以上、住宅課の2月補正予算額は、最下段のとおり、2億8,091万5,000円の減額でございます。補正後の予算額は23億8,510万円となっております。

以上でございます。

○金子監理課長 監理課でございます。37ページをお願いいたします。

平成23年度繰越明許費についてでございます。

繰越明許費については、11月議会で承認いただいておりますが、2月議会では、追加設定として、今回補正の国第3次補正予算、（全国防災）に伴う2月補正予算の全額及び県単独事業増額補正分の全額を繰り越し設定するとともに、11月設定での不足分について設定をお願いしております。

内訳として、1の一般会計につきまして、国の3次補正予算分が5億1,710万円、11月設定での不足分が1億3,200万円の合計6億4,910万円をお願いしております。

特別会計につきましては、県単独事業の増

額補正分として、2の港湾整備事業特別会計で3,200万円の設定をお願いしております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。——ないようでしたら、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第6号、第11号について、一括して採決したいと思いますですが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、平成24年度当初予算及びそのほかの議案について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○金子監理課長 監理課でございます。

資料2、建設常任委員会説明資料、平成24年度当初予算関係・条例等関係をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成24年度予算資料でございます。

平成24年度当初予算は、骨格予算として、人件費等の義務的経費や継続的な事業に要する経費を中心に計上しておりますが、新規事業でも、防災・減災対策など年度当初から早急に取り組む必要があるものも計上しております。

土木部の当初予算総額は、最上段の右端の合計欄に記載しておりますとおり、455億9,729万7,000円で、対前年度比51.1%となって

おります。

その内訳としましては、左から、一般会計の普通建設事業につきましては、補助事業は183億4,160万8,000円、次に県単事業は61億5,594万8,000円、次に、災害復旧事業につきましては、補助事業が11億9,608万6,000円で、投資的経費計としまして256億9,364万2,000円となります。

なお、前年度予算額から本年度当初予算に計上していない新幹線建設事業負担金や直轄事業負担金、また本年度予算には計上しないこととなる公共投資臨時基金を活用した経済対策分及び政令市移譲影響額を除いた予算額、及びその対前年度比もあわせて記載しておりますが、投資的経費計で見ますと、対前年度比は51.6%となっております。

次に、消費的経費につきましては、111億11万1,000円、一般会計計としまして367億9,475万3,000円となります。

次に、その右の特別会計につきましては、年間所要額を計上しておりますが、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の3つの特別会計の合計としまして、投資的経費は26億218万9,000円となっております。また、その右側の消費的経費は62億35万5,000円、合わせまして、特別会計計ですが、88億254万4,000円となります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成24年度予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、課ごとの本年度当初予算額、前年度当初予算額、比較増減額及び右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄でございますが、国支出金が115億9,789万7,000円、地方債が119億9,400万円、その他が115億2,882万3,000円、一般財源が104億7,657万7,000円と

なっております。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の当初予算の詳細を記載しております。監理課の予算につきまして、主なものについて御説明させていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございます。

職員の給与費につきましては、2月補正予算と同様に、職員給与費または事業費の職員給与費として、5ページ以降、すべての課に出まいますので、監理課から代表して説明させていただきます、各課からの説明は割愛させていただきます。

監理課関係分としましては、5億2,712万円を計上しておりますが、土木部全体では約66億円を計上しております。

次に、4段目の管理事務費でございますが、8,056万9,000円を計上しております。これは、宮城県等からの要請に基づく職員の派遣に要する経費や市町村派遣職員人件費負担金等でございます。

次に、6段目の公物・広告物管理指導費でございますが、4,657万4,000円を計上しております。これは熊本土木事務所及び地域振興局土木部所管の公物・広告物管理指導に要する経費でございます。

次に、7段目の土木行政情報システム費でございますが、1億527万円を計上しております。これは電子入札システムの維持管理等に要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

一番下の項目の建設産業支援事業費でございますが、2,490万1,000円を計上しております。これは平成22年12月に公表しました新熊本県建設産業振興プランに基づいて実施する建設業者等への各種支援に要する経費でございます。

具体的な内容につきましては、説明欄に記

載しておりますが、建設業者への新分野の進出を支援する経費、合併を支援する経費などでございます。

以上、最下段のとおり、監理課の一般会計の予算額は合計で8億1,598万7,000円でございます。よろしくをお願いいたします。

○成瀬用地対策課長 用地対策課でございます。説明資料5ページをお願いします。

収用委員会費は、委員報酬、運営経費を合わせまして1,183万8,000円を、登記事務費、土地収用法等事務費は、昨年と同額をお願いしております。

用地対策課の合計は、最下段にあります8,651万7,000円となります。

用地対策課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。資料の6ページをお願いいたします。

主なものにつきまして御説明いたします。

上から3段目ですが、土木業務推進費として2,094万9,000円を計上しております。これは、土木部職員の技術力向上を図るため、建設技術センターで実施しております研修への参加者の負担金及び同センターに対しまして、研修計画の策定などの業務を委託する経費でございます。

1行飛びまして5段目でございますが、土木行政情報システム費として8,431万2,000円を計上しております。これは工事の発注や管理に要するさまざまなシステムの維持管理費で、内訳は、説明欄に記載のとおり、土木積算システムに要する経費1,010万9,000円、CALS/EC事業に要する経費7,300万などとなっております。

最下段でございますが、土木技術管理課計で2億3,853万3,000円となります。

土木技術管理課は以上でございます。

○増田道路整備課長 道路整備課分について御説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、下から3段目の道路改築費でございますが、地域高規格道路の整備に要する経費といたしまして8億6,945万7,000円を計上しております。これは、右の説明欄にありますように、国道266号大矢野バイパスの整備に要する経費でございます。

次に、最下段の地域道路改築費でございますが、41億8,426万2,000円を計上しております。

内容といたしましては、まず五木村振興に関連して、国道445号の整備に要する経費10億4,710万円を計上しております。次に、国道が、442号ほか12カ所で12億3,758万7,000円、県道が、竜北小川停車場線ほか24カ所で18億9,957万5,000円を計上しております。

続く8ページの2段目まで各目の計上がございますが、これら投資的な経費につきましては、いずれも前年度までに発注いたしました債務負担行為設定工事の平成24年度分に係る経費のほか、早期着工が必要なものや用地関係で早期契約等が見込めるものなどを今回計上しております。

最下段の道路整備課計でございます。平成24年度当初予算額といたしまして、合計が61億4,578万9,000円で、対前年度比28%でございます。

道路整備課は以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課の当初予算の主な項目について説明をいたします。説明資料の9ページをお願いします。

まず、1行目の道路橋梁総務費でございますが、15億2,059万4,000円を計上しております。

このうち3行目の道路管理費は、説明欄に

記載のとおり、各種の道路管理事務事業や道路調査事業などの経費として2,726万円を計上しております。

次に、5行目の道路維持費として34億9,955万8,000円を計上しております。

内訳として、6行目の単県道路災害防除費は、自然災害を未然に防止する対策費用として3億4,723万6,000円を、7行目の単県道路修繕費は、道路パトロールや施設の維持、修繕、街路樹等の植樹管理や除草等を行う費用として30億6,707万5,000円を、最下段の優しい道づくり事業費は、歩道整備や交差点改良などを行う費用として9,964万5,000円を計上しております。

次に、10ページの1行目の道路新設改良費として68億3,294万8,000円を計上しております。

その内訳として、2行目の道路舗装費は、舗装補修事業、側溝整備事業、旧道移管事業などを行うための費用として33億3,363万9,000円を、次に3行目の道路施設保全改築費は、道路災害防除事業、交通安全施設等整備事業、橋梁補修事業などを行うための費用として37億8,455万8,000円を計上しています。いずれも事業ごとの事業箇所は説明欄に記載のとおりでございます。

次に、下から3行目の橋梁維持費として2億4,050万2,000円を計上しています。

内容は、下から2行目に示すとおり、単県橋梁補修費で、3億円で橋梁の補修を実施することとしております。

以上、最下段に示すとおり、道路保全課関係の平成24年度当初予算総額は120億9,360万2,000円となります。

以上で説明を終わります。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料の11ページをお願いいたします。

都市計画課の当初予算につきまして、主なものを御説明いたします。

上から3段目の景観整備費でございますが、4,773万7,000円を計上しております。これは緑化景観対策事業や民間施設緑化推進事業などを行うものでございます。

12ページをお願いいたします。

3段目の公園維持費でございますが、1億9,972万5,000円を計上しています。これはテクノ中央緑地及び本妙寺山緑地と水俣広域公園の指定管理者への委託等でございます。

5段目の都市交通調査費でございますが、熊本都市圏の総合都市交通体系調査、パーソントリップ調査を実施するための経費、1億8,800万円を計上しています。

下から3段目の屋外広告物対策推進事業費でございますが、九州新幹線沿線等の屋外広告物の回収に対する助成や違反広告物の是正指導等の経費、3,096万4,000円を計上しています。

次の都市計画調査費でございますが、都市計画基礎調査及び熊本都市圏交通アクションプログラム進捗フォローアップ調査のための経費、4,630万円を計上しています。

最下段の連続立体交差事業費でございますが、平成24年度からJR鹿児島本線等の高架橋工事が本格化するため、13億9,252万2,000円を計上しています。

13ページをお願いいたします。

2段目の街路事業費でございますが、単県街路促進事業費に3,000万円を計上しています。これは、主要幹線街路の整備として、荒尾海岸線ほか3カ所を予定しています。

次の街路整備事業費でございますが、3億8,600万円を計上しています。これは、交付金による主要幹線街路の整備として、荒尾海岸線ほか2カ所を予定しています。

その下の段の都市公園費でございますが、都市公園整備事業費に5億552万3,000円を計上しています。その主なものは、説明欄のとおり、都市公園整備事業費に4億1,892万3,000円、鞠智城国営公園化PR事業としまし

て、緊急雇用による1,600万円と2,000万円を予定しています。

以上、都市計画課は、最下段のとおり、計32億3,720万7,000円となっております。

以上でございます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。委員会資料15ページをお開きください。

まず、一般会計でございます。

一般会計の当初予算では、主に生活排水対策に係る普及啓発や維持管理、指導等に要する事務経費と国の交付金を県が一たん受け入れて市町村に交付する間接補助事業の費用を計上し、浄化槽整備事業の補助金等については、6月議会において御提案させていただく予定です。

事務経費につきましては、上から2段目の公害防止指導費1,332万9,000円や、4段目の一般廃棄物等対策費130万4,000円などがございます。

間接補助事業の経費では、一番下の段の団体営農業集落排水事業費2,450万円と、次の16ページの上から4段目の漁業集落環境整備事業費8,703万円でございます。

16ページの下から2行目の下水道推進費の中での下水道施設危機管理検討業務1,000万円は、地震等で被災した際に、どのように下水処理の業務を継続していくかを検討するために基礎調査を行うもので、速やかに着手する必要があるため、当初予算に計上させていただいております。

資料17ページをお願いいたします。

1段目の流域下水道事業特別会計繰出金3億2,369万2,000円は、流域下水道特別会計における公債費等の財源充当のための繰出金でございます。

以上、一般会計の合計は、最下段記載のとおり、6億460万円でございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。委員会資料18ページをお願

いたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費は、熊本市、合志市及び菊陽町を対象とする流域下水道の維持管理に必要な経費等で、14億3,307万円を計上いたしております。

このうちの5億円は、関連市町が今までに負担してきた維持管理負担金の余剰分のうち、災害等突発的な事態への備えに必要な経費を除いて、関連市町へ返還するものでございます。

下から2段目の熊本北部流域下水道建設費（交付金事業）は、19億9,470万円を計上し、処理場の建設工事を予定しております。

なお、水処理施設等の工事につきまして、平成25年度分として12億6,000万円の債務負担行為の設定をお願いいたします。

一番下の熊本北部流域下水道建設費1,000万円は、事業認可資料の作成に充てる費用です。

19ページをお願いいたします。

上から2段目の球磨川上流流域下水道管理費は、あさぎり町など上球磨の4町1村を対象とする流域下水道の維持管理に必要な経費等で、2億2,225万7,000円を計上しております。

上から5段目の球磨川上流流域下水道建設費（交付金事業）は、4,800万円を計上しており、処理場及び幹線管渠の耐震診断の実施を予定いたしております。

下から2段目の八代北部流域下水道管理費2億2,821万1,000円は、八代市、宇城市及び氷川町を対象とする流域下水道の維持管理に必要な経費等でございます。

20ページをお願いいたします。

上から2段目の八代北部流域下水道建設費（単独事業）は、1,600万円を計上しておりますが、県道の橋梁工事に伴う下水管渠線の布設がえを予定しております。

上から4段目の元金4億5,006万1,000円は、起債償還に係るものです。

上から5段目の起債償還の利子は、1億9,847万7,000円を計上いたしております。

下から3段目の一般会計繰出金375万円は、熊本北部浄化センターで発電した電気が持っておりますグリーン電力価値の売却益の一部を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、流域下水道事業特別会計では、最下段記載のとおり、46億4,589万4,000円を計上いたしております。御審議よろしくお願いいたします。

○林河川課長 河川課でございます。21ページをお願いいたします。

最上段の河川海岸総務費でございますが、合計で17億4,895万4,000円を計上しております。主なものを御説明いたします。

上から4段目の河川調査費で1億4,234万8,000円を計上しております。これは、雨量や水位などの水門観測、環境調査並びに海岸保全施設の点検等に要する経費でございます。

その下の河川海岸維持修繕費2億円でございます。これは河川海岸施設の維持、補修に係る経費でございます。

その下の河川管理費で3億1,125万8,000円でございます。これは堤防の雑草処理や水質事故に対応するための経費になります。

下から3段目の河川掘削事業費2億円でございます。これは河川に堆積した土砂の掘削事業でございます。

下から2段目のダム管理運営費で2億2,601万8,000円でございます。これは土木部が管理しております市房ダムほか4ダムの管理、運営に係る経費でございます。

22ページをお願いいたします。

最上段の河川改良費でございますが、合計で21億4,524万5,000円を計上しております。主なものです。

2段目の河川改修事業費7億7,000万円で



ございます。これは熊本市の天明新川ほか6カ所の改修費になります。

4段目の都市基盤河川改修費で6,400万円を計上しております。これは熊本市が行います健軍川ほか4河川の改修事業に対する県からの補助金になります。

5段目の河川総合開発事業費12億500万円は、路木ダムの24年度分の債務負担額でございます。

下から5段目の単県河川改良費及びその下の単県ダム改良費につきましては、県単独費で行います河川改修やダム関連事業でございます。熊本市の鶯川ほか1カ所、市房ダムほか4カ所の改修等を予定しております。

下から3段目の海岸保全費でございますが、合計で2億9,511万1,000円を計上しております。

内訳でございますが、下から2段目の海岸環境整備事業費1億6,000万円は、海岸保全施設の防護機能の確保等に要する経費でございます。天草市の荒新開海岸ほか18カ所を予定しております。

23ページをお願いいたします。

最上段の海岸保全施設補修事業費1億3,688万9,000円は、国の交付金による海岸堤防等の老朽化対策でございます。

2段目の水防費で2,494万8,000円を計上しております。これは水計や雨量計などの水防観測機器の運用、保守点検等に要する経費でございます。

5段目の河川等補助災害復旧費で11億9,608万6,000円を計上しております。

内訳でございますが、次の段の過年発生国庫補助災害復旧費1億6,308万6,000円でございます。これは、23年に発生いたしました公共土木施設の災害復旧のうち、24年度分の経費になります。

次の段、現年発生国庫補助災害復旧費10億3,300万円につきましては、平成24年度の災害発生に備えた待ち受け予算でございます。

以上、河川課の当初予算は、最下段に記載のとおり、総額54億1,034万4,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○手島港湾課長 港湾課です。25ページをお願いいたします。

まずは一般会計からでございます。

1段目の港湾管理費では、6億1,741万4,000円を計上しております。

上から4段目の海岸諸費は、海岸施設の維持管理費でございます。

次に、下から2段目の港湾利用促進事業費は、コンテナ利用荷主業者への助成費用でございます。その他、港湾統計事務や港湾審議会を開催経費等でございます。

26ページをお願いします。

港湾建設費でございますが、主なものとしたしましては、重要港湾3港や長洲港、水俣港など地方港湾の改修及び調査事業など、9事業で13億1,374万2,000円を計上しております。

27ページをお願いします。

空港管理費でございますが、天草空港の管理運営費といたしまして2億471万円を計上しております。

4段目の港湾整備事業特別会計繰出金でございますが、これは港湾特会における起債償還の財源充当のための繰出金でございます。13億9,893万4,000円を計上いたしております。

以上、港湾課の一般会計につきましては、35億3,480万円を計上しております。

次に、28ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計を御説明いたします。

1段目の施設管理費といたしまして、4億9,892万1,000円を計上しております。これらは、各港管理事務所等におきます港湾施設管理費や維持、補修に充てる港湾修築費、港湾の利用推進費として使用するポートセールス

推進のための経費でございます。

次に、5段目の港湾整備でございますが、県管理港湾施設整備事業費といたしまして4億500万円を計上しております。これはガントリークレーンの設置費用でございます。

29ページをお願いします。

公債費といたしまして、起債償還の元金と利子合わせて27億5,107万7,000円を計上しております。

以上、港湾課の港湾特会につきましては、36億5,499万8,000円を計上いたしております。

30ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計を御説明いたします。

1段目の熊本港臨海用地造成事業費としまして、5,728万9,000円を計上しております。これらは熊本港周辺の漁業振興事業費及び熊本港臨海用地の分譲推進費でございます。

次に、公債費といたしまして、起債償還の元金と利子を合わせて4億4,436万3,000円を計上しております。

港湾課の臨海特会につきましては、5億165万2,000円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○高永砂防課長 砂防課でございます。31ページをお願いいたします。

4段目、砂防費として20億1,634万8,000円を計上しております。主なものを説明します。

まず、ハード対策として、5段目の通常砂防事業費が3億6,448万5,000円、6段目、地すべり対策事業費が1億1,680万7,000円、7段目、急傾斜地崩壊対策事業費が5億4,008万4,000円、32ページの3段目、火山砂防事業費は6億2,409万8,000円、7段目、砂防設備等緊急改築事業費が2,229万円でございます。

説明欄に記載の事業箇所のはほとんどは継続

事業箇所ですが、年度当初から早急に取り組む必要がある急傾斜地崩壊対策事業費、19カ所のうち2カ所、単県砂防事業費、熊本市大鳥居川の1カ所及び砂防設備等緊急改築事業費、五木村横手谷川の1カ所の合計4カ所は新規事業箇所でございます。

次に、ソフト対策として、32ページ6段目、土砂災害警戒避難対策事業費に3億5,475万7,000円を計上しております。

そのうちの主なものは、説明欄のとおり、砂防関係基礎調査事業に3億4,535万7,000円を計上し、土砂災害警戒区域等の指定を行います。

以上、最下段に記載のとおり、砂防課として23億8,729万5,000円の予算を計上しております。

砂防課は以上でございます。

○坂口建築課長 建築課でございます。説明資料の33ページをお願いします。

平成24年度当初予算の主なものを御説明いたします。

3段目のくまもとアートポリス推進費でございますが、606万5,000円を計上しております。これはアートポリス事業の企画等に要する経費でございます。

5段目の建築基準行政費でございますが、3,537万4,000円を計上しております。これは建築基準指導の業務及び建築物の防災対策を推進するための経費等でございます。

次に、資料の34ページをお願いします。

1段目の市街地環境整備促進費でございますが、1億1,369万6,000円を計上しております。これは、民間建築物のアスベスト改修を促進するため、1,000平米未満の建築物のデータベースの整備等に要する経費でございます。

以上、建築課分としまして、最下段でございますが、5億6,279万2,000円を計上しております。よろしく願いいたします。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。35ページをお願いいたします。

3段目の営繕管理費でございますが、1億7,340万3,000円を計上しております。これは県有施設の保全、改修等に要する経費でございます。

営繕課の合計は、最下段のとおり、3億5,078万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。37ページをお願いいたします。

まず、1段目の住宅管理費でございますが、10億85万1,000円を計上しております。

主なものですが、3段目の公営住宅維持管理費といたしまして8億3,312万8,000円を計上しております。これは、県営住宅の維持管理に要する経費でございます。指定管理者への委託料、県営住宅のシステム改修費などがございます。

次に、下から4段目の住宅建設費でございますが、3億2,564万7,000円を計上しております。

主なものですが、下から3段目の公営住宅建設費といたしまして8,767万8,000円を計上しております。これは県営山の上団地の駐車場整備費及び既設住棟の解体工事費などがございます。

次に、38ページ、1段目でございますが、公営住宅ストック総合改善事業費といたしまして5,759万1,000円を計上しております。これは県営住宅の住戸改善や外壁改修などに要する経費でございます。

最後に、3段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費といたしまして1億8,587万8,000円を計上しております。これは家賃減額補助及びサービスつき高齢者向け住宅を整備する民間事業者への補助でございます。

以上、住宅課の平成24年度当初予算額は、

最下段のとおり、13億2,649万8,000円を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、当初予算の説明を終わります。続いて、その他の議案の説明で、条例関係の説明をお願いします。

○亀田道路保全課長 提出議案の第63号熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例についてでございますが、説明資料の39ページから48ページをごらんいただきたいと思っております。詳細は48ページの概要をお願いしたいと思います。

今回の改定は2点ございまして、1点目が、道路法施行令の一部改正に伴うもの、2点目が、熊本市の政令指定都市移行に伴うものでございます。

まず、1点目でございますが、3の(1)に記載のとおり、植樹施設など、新たな占用の許可に係る区分が改められたことに伴い、別表を含む関係規定を整備するものでございます。

次に、2点目でございますが、3の(2)と(3)に記載のとおり、熊本市の県管理道路が熊本市の管理になることに伴いまして、関係規定を整理し、そのほか占用料の激減緩和措置を定めた規定を整理するものでございます。

この条例中、(1)の規定は、公布の日から起算して10日を経過した日から、(2)と(3)は、平成24年4月1日からの施行となります。

道路保全課関係の条例提出議案は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料の49ページをお願いいたします。

議案第64号熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資

料の51ページの概要によりまして御説明をいたします。

まず、2の制定改廃の必要性についてでございますが、水前寺江津湖公園を熊本市に移譲することに伴い、関係規定を整理しますとともに、熊本県民総合運動公園の第一休憩棟内に会議室等を設置すること等に伴い、会議室等の使用料を定める等の必要があるためでございます。

次に、3の内容につきまして御説明をいたします。

まず、(1)及び(2)でございますが、水前寺江津湖公園を熊本市に移譲することに伴いまして、関係規定を廃止するものでございます。

次に、(3)及び(4)でございますが、熊本県民総合運動公園に第一休憩棟を新たに整備したことに伴いまして、その使用料の額を定めるものでございます。(3)は、第一休憩棟の一部を管理事務所として管理するときの使用料、(4)は、会議室等の使用料の額を定めるものでございます。

次に、(5)でございますが、水俣湾埋立地でございます水俣港緑地部分を水俣広域公園に編入して都市公園として一体的に管理することに伴い、水俣港緑地部分にある多目的広場での使用料の額を定めるものでございます。(3)から(5)までの使用料の額は、49ページに記載のとおりでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、平成24年4月1日としております。

以上でございます。

続きまして、資料の53ページをお願いいたします。

議案第65号の熊本県屋外広告物条例及び熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の制定について、資料の54ページの概要によりまして御説明をいたします。

まず、2の制定改廃の必要性についてでござ

いますが、民法の一部改正により、未成年者の法定代理人に法人を選任することができるようになることに伴いまして、関係規定を整備する必要があるためでございます。

次に、3の内容につきまして御説明いたします。

まず、(1)についてでございますが、屋外広告業の登録または更新を受けようとする未成年者の法定代理人が法人である場合に、登録申請書の記載事項及び許否要件について所要の整備をするものでございます。

次に、(2)についてでございますが、浄化槽保守点検業の登録または更新を受けようとする未成年者の法定代理人が法人である場合に、許否要件について所要の整備をするものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、今回の民法の一部改正の施行日と同じく、平成24年4月1日としております。

都市計画課は以上でございます。

○手島港湾課長 港湾課でございます。55ページをお願いいたします。

第66号議案の熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。61ページで説明いたします。61ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、臨港地区内の道路に工作物、物件または施設を設け、継続的に当該道路を使用する場合の使用料の額に関する規定を整備するとともに、水俣港の港湾施設のうち、緑地及び植栽を廃止することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

制定改廃の必要性でございますが、これまで臨港地区内の道路の使用料の額につきましては、熊本県道路占用料徴収条例で規定する占用料の額を準用してまいりました。このたび、第63号議案で熊本市の占用料額の規定がなくなり、準用ができなくなることから、この

際、熊本県港湾管理条例において使用料の額を定めることとしたものでございます。

また、平成24年度から、水俣港緑地部分を水俣広域公園と一体的に都市公園として管理し、同一の指定管理者で管理することとなったため、港湾管理条例から水俣港の港湾施設のうち、緑地及び植栽に係る指定管理者の業務の規定を削除するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○平井住宅課長 住宅課でございます。63ページをお願いいたします。

第67号議案熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。63ページから65ページまでが今回の改正の内容でございますが、66ページの概要で御説明をさせていただきます。

2の制定改廃の必要性でございますが、3点でございます。

まず、地域自主性一括法の施行に伴う公営住宅法の一部改正によりまして、入居者資格ではなくなった同居の親族に関する条件につきまして、条例で引き続き県営住宅の入居者資格とするものでございます。

次に、県営住宅において、入居者が行った模様がえ等につきましては、これまでは退去時に原状回復等を求めておりましたが、これを免除できることとしたものでございます。また、県営改良住宅について、収入や住宅の規模等に応じた家賃制度を導入することとしたものでございます。

3の具体的内容でございますが、まず1点目でございます。

これまで公営住宅法において規定されておりました同居の親族があることという入居者資格が廃止されましたが、県営住宅への入居者や入居希望者の多くが同居の親族を有している世帯であること等の理由によりまして、これまでに引き続いて入居者資格とするもので

ございます。

2点目でございますが、これまでは、入居者が行った模様がえ等につきましては、退去時に原状回復を求めておりましたが、手すりの設置など、そのまま継続して使用することが合理的なものなどにつきましては、原状回復を免除することとしたものでございます。

3点目でございますが、現在建てかえを進めております山の上団地につきまして、その所管が健康福祉部から土木部に移り、今後は住宅課で管理することとなっております。このことに伴いまして、他の県営住宅と同様に、入居者の収入や住宅の規模、団地の立地条件などによって家賃を算定する応能益家賃の制度を導入することとしたものでございます。

なお、改正をいたします本条例につきましては、平成24年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、工事関係の説明に移ります。

○金子監理課長 監理課でございます。67ページをお願いいたします。

第75号議案につきましては、工事請負契約に関する議案になりますので、監理課から説明させていただきます。

第75号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は国道266号交通円滑化改築工事、工事内容はトンネル工、工事場所は上天草市大矢野町登立地内、工期は契約締結の日の翌日から平成26年1月20日まで、契約金額は9億8,175万円、契約の相手方は藤本・橋口・丸昭建設工事共同企業体、契約の方法は一般競争入札でございます。

次に、68ページをお願いいたします。

第75号議案の入札の経緯及び入札結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数や資格要件について、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、施工体制確認型総合評価方式で実施しております。

施工計画としては、トンネル工事において、施工上の課題及び配慮すべき事項が重要であることから、次のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高いものを落札者としております。

69ページをお願いいたします。

上段の表が設定した課題でございます。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2つの建設工事共同企業体が参加し、平成23年11月22日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、一番上の段の技術評価点が120.5で、9億5,600万円の予定価格に対しまして9億3,500万円が入札した藤本・橋口・丸昭建設工事共同企業体が、評価値12.8877と最も高い評価値となり、落札を決定しております。

工事請負契約関係は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 それでは、指定管理者関係の説明を内田都市計画課長。

○内田都市計画課長 71ページをお願いいたします。

第91号議案指定管理者の指定についてでございます。

指定の名称は、熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地でございます。

今回、本妙寺山緑地について、新たに指定管理者制度を導入することとし、熊本県テクノ

中央緑地と一括して指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者の名称は、SFT共同企業体でございます。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

次に、72ページをお願いいたします。

選定に係る概要でございます。

2の選定理由でございますが、SFT共同企業体の提案内容は、施設利用者へのサービス向上の取り組み、安定的な運営が可能となる人員及び財政的基礎を有していること、地域住民との連携が図られていること等が選考委員会で高い評価を得たためでございます。

提案価格については、平成24年度から5年の合計で1億4,204万4,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は記載のとおりでございます。

続きまして、75ページをお願いいたします。

第92号議案指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は、水俣港緑地を含む水俣広域公園でございます。

今回、水俣広域公園につきましては、水俣港緑地も含め都市公園として一体的に管理していくために、一括して指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者の名称は、ハートリンク水俣でございます。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

次に、76ページをお願いいたします。

選定に係る概要でございます。

2の選定理由でございますが、ハートリンク水俣は、現在の当該施設の指定管理者であり、水俣広域公園で2期6年間、水俣港緑地で1期2年間の実績があり、的確な管理、運営がなされたこと、また、提案内容は、水俣港緑地を含む水俣広域公園で求める施設利用者へのサービス向上の取り組み、安定的な運

営が可能となる人員及び財政的基礎を有していること、地域住民との連携が図られていることなどから、選考委員会で高い評価を得たためでございます。

提案価格については、平成24年度から5カ年の合計で6億1,500万円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。77ページをお願いいたします。

第93号議案の指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は熊本北部流域下水道で、指定管理者の名称は九州テクニカル・熊環技研委託業務共同企業体、指定の期間は平成24年4月1日から29年3月31日まででございます。

78ページをお願いいたします。

選定に係る概要でございます。

2の選定理由は、この企業体が、2期6年間、当該流域下水道施設の管理、運営を行ってきた業者でございまして、この実績等から、施設を安定的に管理する能力が認められること、施設の維持管理に対する取り組みの提案が充実していることを評価したものでございます。

提案価格は、平成24年度から5カ年間の合計で40億7,462万3,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は記載のとおりでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

第94号議案でございます。

施設の名称は球磨川上流流域下水道で、指定管理者の名称は九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体、指定の期間は平成24年4月1日から29年3月31日まででございます。

80ページをお願いいたします。

選定に係る概要でございます。

2の選定理由は、この企業体は、2期6年間、当該流域下水道施設の管理、運営を行ってきた実績等から、施設を安定的に管理する能力が認められること、環境対策や普及啓発に対する取り組みの提案が充実していることを評価したものでございます。

提案価格は、平成24年度から5カ年の合計で9億1,219万9,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は記載のとおりでございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

第95号議案でございます。

施設の名称は八代北部流域下水道で、指定管理者の名称は日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ、指定の期間は平成24年4月1日から29年3月31日まででございます。

82ページをお願いいたします。

選定に係る概要ですが、2の選定理由は、このグループが、2期6年間、当該流域下水道施設の管理、運営を行ってきた実績等から、施設を安定的に管理する能力が認められること、環境対策や普及啓発に対する取り組みの提案が充実していることを評価したものでございます。

提案価格は、平成24年度から5カ年の合計で10億405万7,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等は記載のとおりでございます。

下水環境課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○手島港湾課長 港湾課です。83ページをお願いいたします。

96号議案の指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は、三角港波多マリーナでございます。指定管理者の名称は、三角町漁業協

同組合でございます。指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

次に、84ページをお願いします。

選定に係る概要でございます。

三角港波多マリナーで求める施設利用者へのサービス向上や経費削減に対する取り組みが充実していること、また、これまでも波多マリナーの指定管理者の主たる構成員として良好かつ適切な管理、運営を行ってきた実績があることでございます。

提案価格につきましては、利用料金制を採用しており、管理、運営に係る経費はすべて利用料金収入で賄うこととされているため、県からの委託料の支出はございません。したがって、価格の提案は行わせておりません。

3の指定管理候補者選考委員会における審査結果等は記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課でございます。85ページをお願いいたします。

第97号議案でございます。

施設の名称は、熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設でございます。指定管理者の名称は熊本県住宅供給公社、指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

次に、86ページをお願いいたします。

選定に係る概要でございます。

2の選定理由でございますが、県営住宅は、低額所得者に住宅を提供することを目的といたしておりまして、福祉的な視点からの高齢者への見守りサービスの向上や地域コミュニティイベントへの支援など、具体的に実現可能な提案がなされており、また、人件費や事務費といった管理経費の縮減への努力もなされているというところでございまして、全体といたしまして、これまでの実績に

基づいた堅実な提案内容となっております。

提案価格につきましては、年額4億6,603万7,000円、3年間の合計で13億9,811万1,000円となっております。

3の指定管理候補者選定委員会による審査結果等は記載のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、専決処分の報告及び承認についての説明を亀田道路保全課長。

○亀田道路保全課長 87ページをお願いします。

第100号議案でございます。道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認についてでございますが、詳細は88ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成23年9月29日午後4時55分ごろ、菊池郡大津町室の一般国道443号で、道路左側の植樹帯の街路樹の枝が落下し、進行中の普通乗用車を直撃し、フロントガラスなどを損傷したものでございます。

走行中に突然枝が落下してきたものであり、和解の相手側が回避することは困難であったことを考慮しまして、修理費の全額に当たる32万8,350円を賠償しております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○東充美委員 下水道の件なんですけれども、これは軸丸さんかな。

18ページで、この北部流域の下水道管理費の中で、関係市町に5億円の返金というのがありましたけれども、ちょっとその辺が、あんまりスピードが早くて説明があったものだから、もう少し詳しく説明していただけます



か。

○軸丸下水環境課長 下水環境課でございます。

流域下水道の管理につきましては、必要経費を関連市町からいただいて、それで管理をいたしております。処理水量に応じてそれぞれいただいておるわけですが、実際に使用いたしました管理費と差額が生じてまいりまして、それが長年積み上がってまいりましたのが現時点で約13億ございます。危機管理上、何らかの対応を、必要な経費を除きまして、今回5億円の分のみを各市町村に返還をする、もともとお預かりをしている金額でございますので、それを返還するというところでございます。

○東充美委員 ということは、5億円は公平じゃなくて、いろいろ町によって違うわけですか。

○軸丸下水環境課長 それぞれからいただきました割合に応じてお返しをするということになります。

○東充美委員 割合に応じてですね。

あと1つよかですか。同じ下水道関係ですけども、下水道汚泥というのが出ると思うんですよ、各流域下水道から。その今の現状で、下水道汚泥の処理とかトン数とか、そういうのをちょっとわかれば教えていただきたいんですけども。

○軸丸下水環境課長 現時点で県内38カ所の下水道の処理施設、いわゆる下水処理場が動いているわけでございますが、そこで必ず汚泥が発生いたしております。それぞれのところで、主にコンポスト、いわゆる肥料化をする部分、それから、一度焼いた上で埋め立てをしているところ、さらには、乾燥をさせて

そのまま汚泥の——これは西合志の須屋処理場がそうでございますが、乾燥させて農業の方に肥料として使っている、そういうものがございます。

結構水が80%で20%が汚泥分というような形が一般的でございますが、まあぬちゃぬちゃとした泥の状態、21年の実績でございますけれども、大体6万4,000トンぐらいのものが出ております。そのうち、熊本市さんが、現段階では一部焼いた上で埋め立て処分をしておりますけれども、それ以外のところではほとんどが、先ほど申しました肥料であるとかセメントの原料であるとかに有効利用をいたしております。

熊本市さんにつきましても、今新しい施設を建設中でございまして、近い将来、有効利用の方に転換をしていく予定としております。もちろん、流域下水道につきましては、全部有効利用しております。

○東充美委員 有効利用という形でいいんですけども、中には重金属類とか、そういうのもまじっているといたしますか、そういうのを分別とか、そういうのはできるんですかね。

○軸丸下水環境課長 いろんなものがまじっている可能性がございますので、当然汚泥につきましては常時監視をいたしております。

いわゆる基準を超えた汚泥につきましては、特別管理の廃棄物として、別に取り出した形で処理をいたしております。めったにないことですが、そういうことが起きる可能性はございます。

○東充美委員 今、例えば大震災の廃棄物の処理の問題とか、各自治体で受け入れるか受け入れないかとかいろいろありますけれども、今から17～18年前に大津の瀬田裏原野で、福岡県だったと思いますけれども、物すご

い量があったんですけれども、私も、ちょうどそのとき水道企業団の議員をしとったものですから、現地をずっと見て回って、現地の方々のお話等も聞いて、それは県の方々の説明と大分食い違った面がありまして、最終的には撤去してしまったということですが、会社が倒産したりとか、そういうことがあったものですから、そういう重金属類とか、この汚泥の問題がどうしても、これから先も監視の努力だけはやっていきたいなと思って。

まあ、6万4,000トンも出るということで、これはまだまだ今からもふえていくと思いますけれども、その辺をよろしく願いしておきます。特に、重金属、水銀とか、そういうのがあったら大変ですので。

○山口ゆたか副委員長 今軸丸下水環境課長が答弁だったので、あわせて16ページの下水道施設の危機管理検討事業というのが上がっておりますけれども、これをちょっと詳細に御説明ください。

○軸丸下水環境課長 今回の東日本大震災におきましても、下水道の施設がとまることで、住民の方々の生活に大きな影響を初期に生じたという事情がございます。私どもの施設でも、当然耐震化を進めるという作業は並行して進めておりますけれども、仮に何らかの形で施設が機能しなくなった場合、それをどう補完していくのか。特に、災害復旧ができてくるまでの期間、初期の段階での対応が必要だというふうに認識をいたしております。

そのときの対応として、今回の現場の対応を見ておりましたら、仮設のポンプを動かしているとか、あるいは処理場が津波で機能しなくなったときには、すぐ横に新たな仮設の処理地を設けて、簡易処理をして放流をしているとか、あるいは各家庭からの汚水を仮設

トイレを使うことによって収集をしているとか、そういういろんな対応をとってきております。

したがいまして、私どもといたしましても、仮に何らかの震災等が起きたときに、どういう対応がとれるのか、とるべきなのかと、それをあらかじめ判断しておく必要があるとうことで、今回検討を進めていきたいと思っているところでございます。

現時点で県でも地域防災検討委員会等で被害の想定をされている状況でございますので、これを踏まえた上で、下水道サイドで何をすべきなのか、考えていきたいと思っているところでございます。

○山口ゆたか副委員長 理解しました。

○小早川宗弘委員長 関連して、これは、何か具体的な被害のシミュレーションだとか、いろいろな想定での調査をかけられるとか、あるいは委託で調査をされるとかいうことは決まっているとですか。

○軸丸下水環境課長 今のイメージといたしましては、やはり各自治体の下水処理場がそれぞれに対応するのでは極めて困難であろうということで、全体が被災することは比較的まれでございますので、それぞれの施設で持っている人員あるいは資源、その他を集中して機能回復させる、そういう面で、まずはどの程度の被災の可能性があるかというのは当然把握した上で、どの程度のいわゆるリソースと申しますか、人員であるとかあるいは諸機材であるとか、それぞれが持っておられるのか、また、足りなければそれぞれ分担して負担していこうよというようなことを考える、あるいは連携の可能性のある民間の方々との連携をどうするのか、そういうことを整理した上で、最終的には、下水道管理者、一緒の共通認識を持った上で、それぞれの下水

道管理者が計画を課していくという流れを考えております。

○小早川宗弘委員長 わかりましたけれども、1,000万の予算がついているものですから、業務委託をされるのかどうかということですね。

○軸丸下水環境課長 業務委託を考えております。

○小早川宗弘委員長 どこかの民間の会社に。

○軸丸下水環境課長 はい。

○小早川宗弘委員長 わかりました。  
ほかに。

○松岡徹委員 監理課と河川課と港湾課と住宅課にあるんですけども、時間の配分はいかががいたしますか。

○小早川宗弘委員長 簡潔に。

○松岡徹委員 まず、監理課関係を、午前中かかるかと思っておりますけれども、前回の11月議会でも、建設産業におけるルールづくりとか、それから公契約条例の問題なんかも議論になりましたけれども、今回も工事請負契約が1件出ておりますが、県が発注する公共工事、それを特定建設業者が受ける、そして、その業者の下請が倒産をして、その業者のもとで働いておられた関係者の賃金等が未払いになったときに、建設業法の41条2項、3項では、そういった賃金等について立てかえ払いをすると、こういうふうになっているわけなんですけれども、聞くところによると、9月から未払いという状態で、未解決というような問題があるようです。

これは一つの事例ですけれども、やっぱりそういうことは起こり得ると。そうしたときに、発注者である県の建設業法等に基づく指導責任、監督責任というものがあると思うんですけれども、そこら辺で、いわばどういう立場で解決を考えておられるのかですね。まずちょっと伺いたいと思います。

○金子監理課長 御指摘がありました建設業法では、41条で、建設工事の適正な施工を確保するために指導、助言、勧告を行うことができるという規定があります。

御指摘がありました、下請等の倒産等に伴って、孫請等の賃金関係については、その2項において、賃金の支払いを遅延した場合においては、特定建設業者については、適切な措置を講ずることができるというようなことがあります。いわゆる立てかえ払い等ということになっております。

今回の御指摘があっている事案について、現在、元請の方から、賃金相当額について先週提案がなされております。建設業法上、特定建設業者の責務を果たすように、監理課としても指導していきたいと思っております。

○松岡徹委員 2月24日付で、特定建設業者の代理人弁護士から関係者への通知書というのが行っているようなんですけれども、この中には、今回、建設業法の趣旨、その後の交渉等を踏まえ、御提示させていただきますという文言はあるんですけども、全体を見ると、やっぱり破産管財人を中心にした破産処理の流れの中でやっていこうというのが非常に強い感じがしますね。

これは、やっぱり県が発注した公共工事、この場合は道路改良の工事に伴うこういった問題が長引いているということですから、やっぱり建設業法の41条2項、3項というのがあるわけですね。特定建設業者がどうあるべきなのかと、いわば法令遵守という立場で

どうあるべきなのかということ、やっぱりきちっとした範を示すといいますか、県として、発注者として。ですから、どうもこのあたりの——破産処理の枠でやるというのではいかぬと。建設業法に基づいた解決をやるべきだと。

これは、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律では、公共事業に対する国民の信頼確保とこれを請け負う建設業者の健全な発達を図ると、こうなっているわけね。こういう立場からも、この事例は、例えば労働基準法は、賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて払わなならぬと。下請代金遅延防止法でも、支払い期日はきちっと決めてと、こうなっているわけ。9月から未解決なわけで、やはりきちっと毅然たる態度で臨んでいく必要があるんじゃないかと思えますけれども、再度。

○小早川宗弘委員長 松岡委員、大変申しわけありませんけれども、議案に対する質疑ではないというふうに思いますので……。

○松岡徹委員 違う違う、それは4ページの建設業者の指導育成に要する経費、建設業者法令順守対策事業費、これに関連して、このいわば予算は、こういうのは僕は賛成なんだけれども、その中身がどういうふうになされているか、事例として今取り上げているわけです。

○金子監理課長 御指摘があったように、特定建設業者でありますし、建設業の趣旨を十分理解してもらうよう指導してまいりたいと思います。

○松岡徹委員 部長にちょっと、もう最後だけんな。

暮れに、部長に関係者に会っていただいたんですよね。そのときに、部長が、やっぱり

建設業法に基づいて県として解決のために努力するというふうに言われて、本当に関係者が感動して、やっぱり熊本県の土木のトップはさすがに違うというような思いで帰られたわけですね。そういうふうなことを後で聞きました。

ぜひ、部長も、まあ最後の仕事とは言いませんけれども、この問題は必ず解決をしていただいて、何というか、花道とすると何ですけれども、ぜひひとつ部長にもそこら辺のところをお願いしたいと思いますけれども。

○戸塚土木部長 今御指摘のあった案件につきましては、監理課が中に入っているいろいろと調整しておりますので、その推移を注視していきたいと私は思っております。

ただ、一般論といたしましては、非常に受注環境とか経営環境が一段と厳しい中で、こういった土木・建設業という重層下請構造の特徴のある産業でございますので、今後こういった問題が発生することが懸念されております。そういったことで、特定建設業者に対しましては、業界団体の会議あたりも通じまして、建設業法の趣旨を改めて伝えて、そしてまた周知していただくようお願いしてまいります。

○松岡徹委員 今部長もおっしゃったように、これは、何というか、かなりやっぱり起こり得るといえるか、だから、建設常任委員会としても、建設業法に基づく、特定建設業者のあり方について、今後監視をしていくということをお願いしておきたいと思えます。

河川課、22ページの関係ですけれども、1つは、河川改修事業費というのがありますね、天明新川とか。この中には——この前、私は、10日、国土交通省に行って、白川の熊本市の城東地区右岸の堤防工事を急いでほしいというお願いをしてきたんですけれども、

これはそういうのは入っとらんとですか。

○林河川課長 直轄事業負担金につきましては、予算編成の方針に従いまして、知事選後の肉づけ予算の中で計上予定でございます。

○松岡徹委員 わかりました。

路木ダム関係ですけれども、路木ダムについては、11月議会の一般質問で詳しくやりましたし、また委員会でもやりましたけれども、先般、天草市議会で路木ダム問題が取り上げられたときに、天草市の答弁として、八久保ダムの問題で、結局はなぜ八久保ダムが使えないのかと、水道用水として。そのときの答弁で、水利権の問題があつて難しいという答弁だったということを知ったんですけれども、県の認識としても、そういうふうに考えておられるんですか。

○林河川課長 八久保ダムに関する御質問がございましたけれども、そもそも天草市の方では、路木ダムの代替水源ということで、今先生の方から御指摘がございましたあの砂防ダム、こういったたまり水を含めまして、9種類の水源水について検討されておられます。

検討には、実はその水道法の規定というのがございまして、具体的に申しますと、10年に1遍の渇水時にも安定的に供給できるかと、そういった観点、それから費用面などから検討されておられます。

八久保ダムにつきましては、砂防ダムということでまず整備されておられますので、1度の出水で満砂することもございます。ですから、今貯水容量があるからといって、安定した水源ということにはならないと考えております。

それから、今容量の話がございましたけれども、仮に現在の容量を利用するにしても、八久保ダムの下流には葛河内川ですとか、一

町田川といった、古くから農業用水として利用されておる水利権がございます。このかんがい用水、それから河川管理に必要な維持流量、こういったものを新たに設定する必要がございますので、年間を通じた新たな取水については困難だと考えております。

○松岡徹委員 八久保ダム関係の問題では、一般質問でも取り上げたんですけども、農業用水と水道水というふうに目的がなっているわけね。そして、具体的に農業用水はこうやって、いわば代かきのときにはこうやってためて、そしてこう使うと、量はこれだけだと、水道については、こうやってためて、こうするんだというところまで含めて計画ではなっているんですよ、この八久保ダムの計画ではね。だから、そういうダムの計画をつかって、ダムをつくる前提としては、上流、下流の水利権問題というのは基本的にクリアしてなされるとじゃないんですか。

○林河川課長 ただいまお話がございました砂防ダムにつきましては、あくまで土砂災害対策ということで作成しております。満砂までの副次的な効果ということで農業用水とか水道水を利用するということになっておりますので、第一義的な目的につきましては土砂をためるといってございまして。

○松岡徹委員 そここが、この前も言ったけれども、この八久保ダムの目的には、当時の福島知事と当時の濱崎町長のいわば確認書で、農業用水と水道水に使うというふうになっているわけですよ。そして、それについては、こうやってためて、こうやって使いますと、量はこれだけですよというふうになっているわけですよ。

だから、僕が聞いているのは、天草は水利権の問題があると言ったけれども、ダムができていくということは、当然その前提として

は水利権の問題はクリアされていてきているんでしょうと聞いているんです、そのことを。

○林河川課長 砂防ダムでございますから、土砂をためるということを目的につくってあります。水道用水とかかんがい用水を目的につくったダムではございません。

○松岡徹委員 ここではないで、あなたは見た、その福島知事と濱崎町長の確認書というのは。僕が一般質問で取り上げたのを見てください。

○林河川課長 先ほども御説明いたしましたけれども、満砂するまでの間の有効活用ということで、そういったものを利用しているというふうに理解しております。

○松岡徹委員 林課長とはかみ合わぬけれども、きょうはここまでにしておきます。

委員長、続けてよかですか。

○小早川宗弘委員長 はい。

○松岡徹委員 港湾課にちょっと伺いたいんですけれども、県の財政も大変厳しい中で、事業費、それから元利償還額を合わせると、熊本港関係で23億余りが組まれているとですね。この点で、本当にこのまま進んでいいのかと。手島課長はどこにおんなはるかな。

私の感じでは、このまま行くと、熊本港と八代港、それぞれお金をつぎ込むけれども、共倒れというかな、そういうふうになりやしないのかなと。やっぱりその熊本港、八代港の役割分担もよく見て、熊本港は人流で相当力を発揮しているわけですから、人流、観光なんかにウエートを置いてやるべきじゃないかなと思う。

というのが、何とかこれから物流も前進する見込みですと言うけれども、実際、今の状

況を見て、例えばホンダが、この前400名の配置転換と、そして鈴鹿と海外へというあの流れはもっともっと進むですよ。ホンダの場合は、もう企業の中では海外戦略を最も重視している企業ですからね。自動車、それから電気、今度は半導体でエルピーダが破産ということで大問題になっているでしょう。

ですから、県の経済のあり方としては、やっぱり地域循環型の経済に大きく切りかえていくときに来ていると。国の経済政策としてはやっぱり内需型にね。そういう中で、熊本港に毎年毎年20何億もつぎ込んでいく、それをさらにまたどんどんどんどんやっていくというやり方について、今の国内外の経済情勢なんかをよく見て、甘い考えで何とかなるんじゃないかというので突き進むのはいかがかと。

私は、繰り返し言うように、やっぱり一たん立ちどまって、八代港との関係等なんかも精査して、費用対効果もやって進むべきじゃないかなということを言っているんですけれども、その辺はいかがでしょうかね。何回も聞くようですけれどもね。

○手島港湾課長 今おっしゃるような形で、私どもについては、新規の着手というのは状況を見てやるということで、進んでいないというふうに認識しております。今使っているものについては、過去使ったものであるとか、人流のためのフェリーのためのしゅんせつであるとか、そういうものが主だというふうに認識しております。前にどんどん進んでいるとか禍根を残すとかいうようなものではほとんどないと思っておるところです。

○松岡徹委員 そうすると、これまでのいろんな——渡辺議員の質問に対する知事の答弁とかなんかでもあった、いろんな——かなり見込めるのでという判断じゃないということだね。

○手島港湾課長 今回のガントリーについては、今委員がおっしゃったような形ではなくて、荷はふえるというふうに認識しておりますが、新たな投資についてはそれぐらいでございまして、ほかの新規着手とかをやっている状況じゃないということでございます。

○松岡徹委員 そうすると、大体ガントリーまでというふうに理解していいのかな。

○手島港湾課長 当然ながら、荷がふえれば新たなまた考え方が出てくると思っておりますので、そこで終わりだとかという発言は、ちょっと私どもとしては考えておりません。

○松岡徹委員 それはなかなか難しい答弁だけれども、やっぱり基本的には、今の内外の経済情勢や八代港のことや人流、物流の分離とか、いろいろあり方をよく研究して今後は進むというような方向を、再度ちょっと求めておきたいと思えます。

○小早川宗弘委員長 個人的ですけども、八代港にもよろしく願います。

まだ、松岡委員、ありますか。

○松岡徹委員 住宅課の方、よかですか。

部長の最初のごあいさつでも、知事選の関係で骨格なんだけれども、早急に取り組む必要があるものについては取り組んでいくというお話で、私は、今の経済状況だから、景気対策として、秋田県や佐賀県がやっているような住宅リフォームあたりは、景気対策としてやってもよかったんじゃないかなというふうに思うんですね。

同時に、まあ今度はしかし骨格ですからやりませんということであるならば、一步譲って、やっぱり6月の段階までには住宅リフォームの問題なんかよく研究して、前向きな

研究をされたらいかがかというふうに思うんです。

それで、秋田のことをこの前言いましてけれども、秋田の場合は、今度はさらに耐震と断熱化、それから、バリアフリーの場合は、限度額20万だったのを30万に引き上げるというようなことに、そしてまた予算を組んでいるんですよ。佐賀県の場合も、20億予算を組んで、かなり市町村にも広がっているというのでも、この前実態調査に行っておりましたけれども、そこら辺のところについては、住宅課としてどのように今考えていらっしゃるのかなという……。

○平井住宅課長 前回の委員会の中でも、委員の方から秋田県のこと少し調べるようにという御意見もいただきました。

今、県下でも、市町村で幾つか取り組みを始めているところがございまして、私どもにも相談がっております。山鹿市とか多良木町とか、そういった市町村での取り組みが少しずつ始まってきております。

県としましては、これまでいろんな政策目的についてのリフォームについては取り組んでございまして、私ども住宅課としましては、そのようなことに対する支援という形で今後も取り組んでいきたいと思っておりますが、市町村に対しましては、交付金の制度の活用ということ、これは24年度からこの交付金を活用してリフォーム事業を進めていただくことができるようになっておりますので、そういうような制度の周知も図っていききたいと思っております。

それから、国の方で、今トータルプランという計画を検討されているということをお聞きしております。これは、中古市場あるいはリフォーム市場、そういったものを拡大するというので、そういったことに対するいろんな施策を検討するというプランを今策定されているというふうに聞いておりますし、そうい

った国の動きもちょっと見ていきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 やっぱこれは、部長にもお願いしたいんですけども、景気対策として、国から来た交付金の使い方での住宅リフォーム問題はぜひ考えてほしいし、これはもう自民党県連会長の山本先生もいらっしゃるし、これは自民党の方から提案していただいた方が一番よかと思うんですけどもね。

例えば佐賀県は、今度組んで、県が20万なんですけれども、県の場合は、さらに耐震、エコ、福祉の場合はさらに20万上積みするとか、40万なんです。それに佐賀市が10万だから、1つの家で50万の住宅リフォームの補助がつくんです。ですから、いわば、何と申しますか、爆発的に広がるというか、だから、秋田の場合は、この前の資料では経済波及効果は760億と11月のときは言いましたけれども、今860億と言うんです。

ですから、本当に経済を、何というか、よくするためには、GDPの6割といわれる庶民の懐をよくすると。地域にそれだけのお金が回るという点では、私は、本当にこれは党派を超えて、議会の方としても、ぜひ熊本の経済——県民所得の問題も言われているし、元気にする上でも頑張っていく必要があるんじゃないかと思っておりますし、住宅課については、さっき山鹿や多良木のお話もありましたけれども、県内でも、大体予算を組んでいるところ、それから首長がやるというふうに言明しているところ、議会が議決しているところでもう10自治体を超えているんですね。ですから、ぜひ、県としても、前向きに検討して、具体化を図っていただきたいなということを要望しておきたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 それでは、もう時間が12時過ぎましたので、松岡先生の質問も終わったということで、これで一たん休憩に入ります。

たいというふうに思います。1時から再開いたします。

午後0時10分休憩

午後0時59分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、時間となりましたので、委員会を再開いたします。

午前中は質疑の途中でありましたので、まだ質疑を受けたいと思います。どなたかありませんか。

○緒方勇二委員 建築課、下水環境課、それから監理課、関連してありますので、これは松岡先生の援護射撃になるかどうかわかりませんが、逆に問題提起と考えていただきたいと思っております。

下水道の接続率を上げるために、住宅改修等、また老人保健、介護保険で住宅改修がありますが、一つ、災害弱者を生み出すんじゃないかなという懸念をすることがあります。それから、建設業法にも抵触するんじゃないかなということがあります。

と申しますのが、住宅課で考えていただきたいんですが、建築士が介入しないことによって、例えばリフォーム事業で、住宅改修で耐震度が落ちるような改修工事が一部なされているような気がいたします。大切な筋交い等が簡単にケアマネジャーの指導のもとでぶち抜かれて、そういう危険家屋になっている現実があるような気がいたします。

したがって、本来であれば、災害弱者を生み出すような——補助金使って、助成金使って改修を行うのに、逆に災害弱者を生み出すような懸念をするような事例が起きていると思うんですが、建築指導課の方で、マスター何とかが、先ほど答弁の中でありましたが、中古住宅のストック、いろいろ考えていく中で、本当は保健の方で考えないかぬかもしらんですが、もうちょっと建築士がきちんと、あるいは建設業者が介入した助成事業



で一本化できないものかなといつも思っています。

いわゆる、あのくみ取り便槽からでも、住宅改修で下水道に変えて、介護保険該当者が助成金を使って水洗化にしたりあるいは使いやすいうようにしたりするんですが、そちらからの予算、逆に言えば、建築課から指導が行われたい、ケアマネジャーとか、そういう介護用品の事業者、建設業の許可者でもない、こういう人たちが簡単に住宅の壁をぶち抜いたり、あるいはそういうことによって耐震でもつはずの建物が逆に壊れやすくなっているとか、そういう事例がかいま見れるような気がしますので、横の連携をとってもらって、何がしか有用な住宅改修につながって、要は内需の喚起につながって、今回も、ほかの県でソーラーで県内に進出しているメーカー、あるいは県内の施工業者に補助金が出るということですが、そういうことと一連と相まって、もうちょっと工夫が要るんじゃないかなと思うんですね。下水道の接続率も上がっていくとかいうような、一連の何かうまいこと回らんものかなといつも思うんですが、今の建築課、下水環境課、それから監理課、どのようにお考えでしょうか。

○坂口建築課長 住宅の改修につきましては、基本的に建築士が——一般の戸建ての場合でございますが、建築士の資格が不要ということもございまして、今委員がおっしゃるような事例が見受けられているという御指摘かと思っております。

ただ、おっしゃいますとおり、下水道とか太陽光の発電とか、今進めなければならない事柄もいっぱいございますので、そういった事業者には、やはり耐震性が落ちるような改修を行うことはできない旨を、何かの機会をとらえながらしっかりと啓発していきたいというふうに思います。

○緒方勇二委員 下水道の方はどう。

○小早川宗弘委員長 緒方委員、住宅課長と下水環境課長……。

○緒方勇二委員 監理課、両方で網羅してないんですよね、その辺。

○軸丸下水環境課長 生活環境の改善という意味で、介護保険の利用者の方がトイレの改造をされるというのは私どもは望ましいことだと思っております。下水道をつくって、接続をふやしていただくことが今私どもの大事な課題だと思っておりますし、そのためには、いろんな機会をとらえて接続がふえていくこと、これをお願いしていこうと思っております。

ただ、認識不足の点もございました。今建築課長の方からお答えがありましたように、私どもの工事をやることで、住宅の耐震性、その他が損なわれるという事態はやっぱり問題だと思います。そこらについては、建築課とも相談しながら、対応を今後考えさせていただきたいと思っております。

○金子監理課長 リフォームというのは、介護保険の支援とかを受けるときに、多分手すりとか改修される、いずれにしても小規模改修に多分なると思っていますので、建設業法上の許可対象にはならないということになるかと思えます。

○緒方勇二委員 結局、各部局でそういう助成がなされている。極端に言えば、松岡先生の御指摘のように、住宅リフォーム事業の助成という、一本化でも仮にすれば、逆に言えば下水道の接続率も上がる、あるいは耐震性向上にもなっていく、災害弱者を生み出さない、一たび災害があったときに、1メートルの空間があつて、そこで何らか命を取りとめ

るとか、そういう一連の大枠で、住宅リフォームでも、そういうことを建築士を介在してするような方向づけが何かあれば、もうちょっときちんとした方向性が見い出せるんじゃないかなと私は常々思っているんですが、そういうこともちょっともんでいただきたいと思います。これは要望です。

○松岡徹委員 これは、今まで何回か僕は住宅リフォームのことで、いろんな土建の団体とか業者団体とか県と話し合いをするときに立ち会ったことがあるんですけども、そのときに県が言うのは、いや、エコでやったりします、介護でやったりします、こういう言い方なんです。今緒方委員がおっしゃった点と絡めてみると、やっぱりそれが指摘があったような形で弊害を生んでいるという点で、まさに——大体よそでやっている住宅リフォームというのは、耐震から、いわば断熱から福祉を含めてやっているんですよ。それをだんだん充実してやっているわけで、県がこれまで回答してきた論拠が、かなり今の緒方委員の指摘で崩れているのかなと、実態としてということをおもいましたね。検討してほしいと。

○小早川宗弘委員長 じゃあ、検討してください。

ちなみに、住宅課長は、リフォーム助成に関して、そういう事案を何か抱えていらっしゃいますか。

○平井住宅課長 特に今は住宅課の方でそういったものを持っているわけではございませんが、やはり特にリフォーム関係、市町村が少しずつ力を入れていっておられますので、そういったことに関する交付金による支援とか、そういったことに努めていきたいというように思っております。

○小早川宗弘委員長 わかりました。  
ほかに。

○堤泰宏委員 21ページ、上から8番目、河川掘削事業費ですね。

これは町村からよう私も頼まれるとですけども、ここまでは町村で、これから先は県と、そのこの区別があんまりわからぬとですよ。金額なのか、何かこう、それをちょっとお尋ねします。

それから、同じ河川で22ページの2段目、4段目、6段目に、天明新川、健軍川、鶯川とありまして、ここは1つでいいですけども、天明新川が、例えばこれは20億ですかね。20億から7億7,000万になっています。ほかも減つとる。今度政令指定都市で河川工事が熊本市の方に行くから、今までやった残りをするからこぎゃん予算が減つとるのかなと思ったものですから、ちょっとこれはお尋ねをします。

○林河川課長 河川課でございます。

3点ございましたけれども、まず1点目の河川掘削事業でございますけれども、ここに記載しております予算と申しますのは、県が管理しております区域に関する掘削事業でございます。市町村がやる場合には、例えば準用河川ですとか普通河川ですとか、そういったものの掘削事業については市町村がやるということで、管理区分については明確に区分されております。

それから、2点目の河川改修事業費で天明新川ほか減額になっているというお話でございますが、政令市に関する権限移譲の話がございますので、こちらの方に絡めて御説明します。

河川に関しましては、法令上の政令市に伴う移譲の義務規制というのはございません。法令上は任意でございまして、話し合いというのが基本になります。

一昨年の県市協定というのがございましたけれども、この中で、市の方が施行しております健軍川ほか8河川につきまして、移譲する方向で双方合意しております。

今後は、この8河川につきましては、市の方が法に基づく河川管理者ということになりますので、権限はこれはもちろんそうでございますけれども、財源についても移譲されます。ですので、基本的には、河川管理者となります市の方が負担するというのが原則になります。

ただ、昨年までは国と県と市がそれぞれ3分の1ずつ負担していたというものが、今年度からは国と市でそれぞれ2分の1ずつ負担するということになりますので、市としましては、これまでの3分の1から2分の1に負担がふえるということで、その増加分につきましては経過措置ということで、今の認可済みの事業が完了する26年までは県から補助するという形になっております。それが都市基盤河川改修費の予算の話でございます。

それから、天明新川ほか6河川の予算が減額になっているというお話でございますけれども、これについては、協定の義務額ですとか、骨格予算として緊急に実施すべきものについてのみ計上しておりますので、今後は肉づけ予算の中でまた増額という形になります。

以上です。

○堤泰宏委員 河川ごとに決めていくということですよ、そぎゃんなくてと。

○林河川課長 22ページの河川改修事業費、7億7,000万円計上しております額は、今申しましたように、用地買収費ですとか、それから協定の義務額とか、そういった早急に実施すべきもののみを計上しております。

○堤泰宏委員 いやいや、そぎゃんとを聞い

とっとじゃなくて、河川ごとに決めていくように今からなるわけですよ。何川は市、何川は県と。

○林河川課長 政令市に関しましてはそういうことになります。

○堤泰宏委員 そうすると、予算が、まあ一括交付金方式とかもいろいろ今あっていますけれども、なるべく担当せぬ方がよくなるですよ。そっちでしてくれとか、いやいやあっちでしてくれとか、何かそやん簡単な疑問を抱くとですよ。

○林河川課長 交付金につきましては、政令市の分につきましては県とは別に交付されるという形になります。それから、どこの河川を担当するかというのは、これはまちづくりの話でございますので、市の方の発意と申しますか、それで実施するという形になります。

○堤泰宏委員 まあ、わかったようなわからんような、お金を出すのに、管理ば引き受けぬ方が出し前が少ないですよ。単純にですよ。

○林河川課長 管理する河川がなければ、当然負担する額はありませんけれども、まちづくりの観点から河川管理をするというふうな市の方の意向でございますので、そういった形になっております。

○堤泰宏委員 大体わかります。それでよかったです。

それから、34ページのアスベスト改修の促進に要する経費でありますけれども、これは民間建築物が解体か何かをやるときの助成金とかですか。

○坂口建築課長 建築課でございます。

これは、民間の建物にアスベストが使われているかどうかというのが、すべてを把握しているわけではございませんで、現在の1,000平米以上の建物についてのみ、今確認を行って改修を進めております。しかし、国の方で、1,000平米未満の建物、これはもうかなり数がございませけれども、その中にアスベストが使われていないかということ調べるための建物のデータベースをつくるものでございます。

○堤泰宏委員 調査費ですね、これは。

○坂口建築課長 そうでございます。

○堤泰宏委員 わかりました。

それから、さっきちょっと質問をされとったんですけれども、38ページ。

高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費、これは健康福祉部の仕事のような感じがすつとですね。緒方先生、さっきお尋ねがあったんですけれども、これは住宅課もこういう助成をやったりやるわけですかね。

○平井住宅課長 これは、国交省の方ではこういった制度を持っているものでございまして、主にハードの整備費として住宅課の方で所管しております。

1つは、この1億8,500万でございますけれども、そのうちの約1億は家賃補助ということになっております。残りの8,000万が、そういった整備費の補助ということでございます。これは国交省の制度ということでございます。

○堤泰宏委員 そんな8,000万ぐらいなら、もうわずかなもんですたいね。例えば高齢者アパートを建てるときに、何がしかの助成金をやるとか、そういうことですかね。

○平井住宅課長 これは、サービスつきの高齢者向けの住宅、見守りサービスですとか、そういったことをサービスする住宅でございまして、その整備費のうちの1戸当たり160万を限度として、50戸を整備するというところで8,000万ということでございます。

○堤泰宏委員 それは少ないですもんね。わかりました。ありがとうございました。

○山口ゆたか副委員長 済みません、3ページをお願いします。

被災地の支援についてですが、宮城県等から職員の派遣要請が来ておりますけれども、その経費として7,100万円余が計上されておりますが、ちょっと詳しくお尋ねいたします。説明ください。

○金子監理課長 今年度も職員を派遣しておりますけれども、来年度も引き続き宮城県から派遣要請があつております。

職員を派遣することに伴って、県の方の業務が手薄になりますというか、カバーする必要がありますので、そのための業務委託であるとか、あと非常勤の嘱託を採用するときの嘱託の費用であるとか、そういったものに充てる費用で7,100万円を計上しております。

○山口ゆたか副委員長 じゃあ、被災地に行かれる方は、大体おおよそ何人ぐらいになるんですかね。

○金子監理課長 現在の予定ですけれども、来年度は9名を予定しております。

○山口ゆたか副委員長 なかなか大変な業務とは思いますが、やっぱりこういった形で支援していくことも重要であると思いま

すので、そしてまた、被災地に行って思いますが、なかなか我々が直面したことの無い現実が目にあるということで、いろんな現地での課題も拝聴しているところですが、しかし、しっかりと被災地の支援を行えるような体制を県としてもとっていただきたいなというふうに思います。

もう1点お願いします。35ページの営繕課にお尋ねいたします。

なかなか県有施設においても老朽化が進んでいるところではありますけれども、骨格予算ということで予算額はさほど大きくないのかなと推察もいたしますが、今後、営繕のあり方について、どういった形で取り組んでいけるのか。まあ、いろんな形で、例えば教育庁の所管であるとか、そういったものを営繕課の方で引き受けたりとか、そういった形で取り組んでおられると思いますが、この営繕課の役割というのをもう一度しっかりと認識していただいて、どう考えていけるのか。予算額もそんなに大きくなかったように記憶しておりますので、そのあたりの意気込みとか、お聞かせいただければというふうに思います。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。

今の御質問のありました件でございますが、この予算の内容についてまず御説明いたします。

今、営繕管理費としまして、県有施設の保全改修等に要する経費といったことでの説明をしておりますが、この県有施設と申しますのは、知事部局の所管する施設、それから、教育委員会が所管する施設のうち、学校施設を除く図書館ですとか美術館ですとか、そういった施設が対象となっております。約2,000棟ぐらいございまして、計画的な維持、保全ということを考えますと、本来ですと7億から8億円程度の費用があれば計画的な保全改修ができるというふうに考えているところ

でございますが、このような県有施設の保全改修費という形で平成18年度から予算が措置されるようになった段階では約7億円ついておりましたが、その後の状況で今こういった——今回も骨格と肉づけと合わせても3億5,000万程度ということになっております。その中で、できるだけ、できるだけと申しますか、緊急性の高いものあるいは実効性の高いものを中心に保全改修を行っているところでございます。

また、そのほかに、事業といたしましては、教育委員会の所管する学校等の施設の保全改修も行っております。こちらの方は、予算が教育委員会の方についておりますので、きょうのこの委員会におかけしている予算の中には含まれておりません。金額的には、教育委員会施設関係で40億程度の金額でございます。

○山口ゆたか副委員長 予算の状況を見ると、やっぱり削減という状況なんですけど、実は、私の地域でも、営繕課によって上天草高校の図書館等を改修いただいております。そういった中でも、今までかなり要望してきたが実現しなかったというのが実情でありまして、今後、予算の厳しい中であっても、やはりこういった営繕の事業についても確保いただきますよう要望しまして、質疑とします。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○東充美委員 ちょっと疑問に思っていたんですけど、道路の、これは保全課、亀田課長かな。

よく道路の今、何と申しますか、わだちができて、そしてカメの甲狀に割れますよね。今の舗装の修理というのは、大体表面のはぎ取りで、そのまま舗装をかけてやっているのがほとんどだと思うんですけど、実

際言って、あれでどのくらいもつんですかね。もう本当表面だけ削って、路床というんですか、下まではやらないので、あんまり長もてしないと言うと言葉は悪いんですけども、大体何年ぐらいで——それは交通量にもよると思うんですけども、あれでもつんですかね。

○亀田道路保全課長 後ほどの舗装の維持管理計画の中でも少し述べさせていただこうと思っておりますが、ただいまの舗装の寿命につきましては、もともと設計の段階で、おおむね設計年度を10年程度で、10年間の期間をもたせるところで設計をするというのが今までの通例でございました。

だんだんやっぱり財政的なこともありまして、長期的なトータルコストを考えたときに、初期投資を少し上乘せして寿命を伸ばすような工法、強度を少し増すとか、そういうことをやることによって寿命を少し延ばそうというような今計画をまさに立てている段階でございまして、ただ、おっしゃっているように、もうカメの甲状に割れてしまったところを、何度舗装をやってもまた同じような現象になるということも確かに現実としてあっているところもあるかもしれませんけれども、極力、そういったところについては、下の方から打ちかえをやるように現場の方ではやっているところであります。

以上です。

○東充美委員 実際、交通量が多くて、例えば重量物を積んだ大型車両の通行量が多いところとか、今のような状況だったら、数年のうちにもうわだちがでて、その後すぐ雨とかが降ったら割れますもんね。そうすると、雨水が入ったらすぐまたカメの甲になっていくということで、何となく今のような状況だったら、まあ計画されているということだったんですけども、安物買いの銭失いという

言葉があるんですけども、もう少し10年以上もてるような仕方に変えた方がいいんじゃないかなと思ってですね。

いつも舗装されているところを見ると、夜間工事されているんですけども、もう本当簡単に終わっちゃうものですから、ちょっと疑問に思って聞いてみたんですけども、ちょっと計画を変えていただければと思います。

○小早川宗弘委員長 それについては、後から報告事項でちょっと関連したやつがありますので、またそちらでも説明を聞いていただければと思います。

ほかにありませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第20号、第25号、第26号、第31号、第63号から第67号まで、第75号、第91号から第97号まで及び第100号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松岡徹委員 委員長、ちょっと待って。20号と25号は挙手採決でお願いします。

○小早川宗弘委員長 それでは、一括採決反対の表明がありました議案第20号、そして第25号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小早川宗弘委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第20号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第26号外15件については、一括して採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めま

す。よって、議案第26号外15件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○金子監理課長 報告事項1について御説明申し上げます。

12月の建設常任委員会で要請がありました、県内企業の受注機会の拡大の取り組みについて報告を申し上げます。

1番、市町村への文書による要請でございます。

平成24年2月16日付で、農林水産部長及び土木部長連名で、県内企業の受注機会の拡大について文書要請を行ったところでございます。文書の写しについては裏面の方に添付しております。

今後は、県と市町村で構成する建設工事等の入札契約制度等に係る情報交換の組織である熊本県公共工事契約業務連絡協議会の場で、その趣旨の徹底を図ることとしております。

2点目の熊本市との協議でございます。

熊本市の本年4月1日の政令市移行により、道路事業を中心に県事業が移譲されることとなります。そのため、熊本市とは、個別

に3回にわたって協議を行っております。

その中で、トンネル工事や橋梁工事等高度な技術を要する工事の施工実績等、県内企業の施工能力の情報を提供し、県内企業の受注機会の拡大につながるよう取り組んだところでございます。

報告1については以上でございます。

○亀田道路保全課長 道路保全課から、報告事項の2でございます、橋梁長寿命化修繕計画及び舗装の維持管理計画について御報告いたします。

まず、1番目の橋梁の長寿命化修繕計画についてでございますが、橋梁の現状としまして、今後急速に老朽化が進む県管理橋梁、橋長15メートル以上の橋梁が1,216橋ほどございます。点検結果をもとに、健全度の評価を行っております。

結果は、中段の枠囲みの中に記載のとおり、現時点で早急にかきかえを必要とする橋梁はなく、5年以内または10年以内に何らかの対策が必要な橋梁が、それぞれ51橋、129橋ございます。

計画の目的でございますが、今後老朽化が進む橋梁の有効活用を図るため、小規模な損傷を計画的に修繕することにより、橋梁の長寿命化と修繕費用の縮減を図るものでございます。

計画の内容でございますが、予防的な修繕を計画的、効率的に実施することにより、毎年度の予算の平準化を図り、トータルコストを縮減するよう年次計画を立てています。

今後の予定でございますが、橋長15メートル未満の橋梁、約2,600橋ほどございますが、これについての計画の作成作業を今行っております。年度内には、県管理橋のすべての橋梁において、長寿命化修繕計画を策定する予定でございます。

裏面をお願いします。

2番目の、先ほど委員の御質問がございま

した舗装の維持管理計画でございますが、これについて御説明いたします。

この計画案は、これまで実施してきた調査データをもとに、県として、今回初めて計画の作成に取り組んでいるものでございます。年度末までに取りまとめを予定しております。

まず、舗装の現状でございますが、資料の上段グラフのとおり、今から約20年前ごろに舗装を実施した特区があることがわかります。県では、平成14年度から21年度にかけて、路面のひび割れ、わだち掘れなどを調査し、路面状態の評価を行っております。

調査の結果、延長410キロについて、早急に補修が必要であることがわかりました。そのほかの区間についても、数値的に舗装の劣化が進行していることが判明したところでございます。

計画の目的でございますが、舗装の計画的、効率的な更新を進めるとともに、舗装の長寿命化及び舗装費用の縮減を図ることとしております。

計画の内容につきましては、路線の区間ごとに舗装劣化の進行度合いを把握するとともに、既に劣化が進行している区間については、重点的、効率的に舗装の更新を行うこととします。

また、調査データなどから劣化が進行しやすいと判断される区間については、舗装の厚さを増すなど工法を工夫し、将来的なコストの縮減を図ることを考えています。

さらに、今年度の調査や更新結果を蓄積し、適宜計画を見直すシステムを確立しているというのが本計画の趣旨でございます。

今後の予定でございますが、舗装の新設や打ちかえの際、従来10年としていた設計期間を、今後は20年に見直すこととしております。設計期間の見直しにより、初期投資は若干増加すると見込んでおりますが、将来的なコストの縮減につながるものと予測しており

ます。

また、次年度以降、可能な範囲で舗装補修の予算の確保に努め、既に劣化が進行し、早急な補修が必要と判断される区間の早期改修に向け取り組んでまいります。

橋梁舗装の長寿命化やコスト縮減に向けた計画の概要については以上でございます。

○林河川課長 河川課でございます。報告事項3をごらんください。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

まず、1のダムによらない治水を検討する場についてでございます。

(1)幹事会の設置です。

前回の委員会で御説明しておりますが、改めて、設置目的、構成メンバー、開催状況について、枠内に記載しております。新たな点は、第2回の幹事会を昨年12月21日に開催した点であります。その第2回幹事会の概要が(2)になります。

内容ですが、直ちに実施する対策に追加して実施する対策である遊水地、市房ダムの有効活用等の検討状況、それに、これらを組み合わせ合わせた場合の効果等について説明しております。

遊水地につきましては、国が最大18カ所を候補地として挙げておられますが、組み合わせ効果は、川辺川の合流点付近など4カ所で試算しております。

参加者からは、前向きな意見とともに、優良農地を遊水地にすることの難しさなどの意見がございました。

(3)今後の対応方針でございます。

直ちに実施する対策を早急に実施する一方、引き続き検討する対策について、可能なものから順次実施の段階に移せるよう、スピード感を持って国、流域市町村と検討を進めてまいります。

県においては、市房ダム、川辺川筋の治水



対策について、利水者や地元の意向を踏まえ、対策案の検討を早急に進めてまいります。

次に、2の五木振興に関する最近の動きについてでございます。

(1)五木振興に係る基盤整備事業でございます。

国、県、村の実務者レベルで協議を重ねておりましたが、昨年12月、村が基盤整備の方向性について発表しております。

内容は、2ポツ目になりますが、交流拠点としての水辺整備、生活基盤のための道路ネットワーク、交流促進のための観光交流施設整備等でございます。

次のページをお願いいたします。

(2)国の補償法案提出の動きでございます。

平成21年9月、当時の前原国土交通大臣が川辺川ダムの中止を表明した際、補償法案の国会提出について発言しておりますが、これまで見送られてきました。

2ポツ目でございますが、八ツ場ダムの建設再開に向けた調整の中、昨年12月に、本体工事の着工条件として2点、1つは、河川整備計画の早急な策定、もう一つは、ダム建設予定であった地域への生活再建の法律を、川辺川をモデルに次期通常国会への提出を目指すこと、以上2点を踏まえ判断するという官房長官裁定が行われました。

これを受けまして、政府としては、政府提出法案として3月上旬に閣議決定、通常国会への提出を目指しているところでございます。

最後ですが、先週、国から県に法案について意見照会があり、県としては、まずは昨年6月の3者合意に基づき、しっかり村の振興を図っていくというのが県のスタンスで、事業の実施に支障がないよう、今以上のバックアップを求める旨、企画振興部から回答しております。

続きまして、報告事項4をごらんください。

五木ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

1の五木ダム事業の対応方針についてでございます。

再評価監視委員会から、県が諮問した中止方針は妥当という結論が出され、昨年11月21日に県に正式に答申がございました。

この後の12月20日に、知事が、五木村におきまして、中止という再評価監視委員会の答申を尊重したいと申し上げ、中止をお伝えしております。

2の五木村宮園・竹の川地区の治水対策についてでございます。

昨年8月から9月にかけて、宮園・竹の川地区の治水対策に関する県の考え方を説明するとともに、関係6地区で意見交換会を実施してまいりました。

村民の皆様から伺った御意見や再評価監視委員会の附帯意見を踏まえ、治水対策を取りまとめ、12月20日に村に御説明いたしております。

内容は、その下の枠内に記載しておりますが、河床の掘削、護岸の整備、補強などの治水対策、監視カメラなどのソフト対策、山腹崩壊や土石流対策などの土砂災害対策、さらに緊急時の避難路の確保など、総額21億4,000万円の対策になります。

対策を行うに当たりましては、環境、景観、親水性に配慮しながら、おおむね5カ年間を目途に実施予定であります。

3の今後の対応方針についてでございます。

宮園・竹の川地区の治水対策につきましては、村も早急な実施を望んでおられますので、県としては、治水対策を着実に実施し、村民の皆様の不安を解消できるよう、全力で取り組んでまいります。特に、緊急性が高く、梅雨までに実施可能な対策につきまして

は、早急に実施してまいります。

なお、洪水に対する不安の強い竹の川地区につきましては、今月から一部の掘削工事に着手したところでございます。

今後とも議会のさらなる御指導、御鞭撻をお願いいたします。

以上でございます。

○坂口建築課長 建築課でございます。報告事項5をごらんください。

建築関係業務に係ります市町村への事務権限移譲についてでございます。

県では、第2次熊本県事務・権限移譲推進指針によりまして、市町村への事務権限の移譲を進めてきておりますが、今般、天草市と八代市に対しまして、建築関係業務の一部を移譲することになりましたので、御報告いたします。

中段でございますが、天草市へは、建築基準法に基づく建築確認、検査、許認可等の事務、その他関連します事務につきまして移譲を行います。天草市は、熊本市、八代市に次ぐ県内3番目の建築主事を置く市ということになります。

下段でございますが、また、八代市に対しましては、都市計画法に基づきます開発許可関係の事務を移譲いたします。

いずれも4月1日付でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小早川宗弘委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松岡徹委員 1つは、意見といたしますか、橋梁と道路の舗装、修繕の問題ですね。

これは9月だったですか、私も相当力を込めて申し上げたこともありますので、大変積極的な計画で歓迎したいと思います。

同時に、やっぱり実際進める上では予算の確保が大事ですから、あのときも言ったように——まあ、僕に言わせれば、大きい、要らぬやつは除いて、本当にこういう県民の安全、安心のための橋とか道路については、まさにここでも言っているし、以前も言いました、予防的な維持、修繕にうんとやっぱり予算を確保していただくということが大事だと思いますし、これは非常に積極的なものとして歓迎したいと思います。

質問は、五木振興に係る特別措置法の問題です。

これについては、2月10日、国土交通省に行きまして、この問題が1つ目的で行ったんですけれども、いつ、どういう段取りかというのが1つと、これについては、3月上旬に閣議決定して、年度内には法案提出ということでした。御報告があったようにですね。

もう一つは、五木、川辺をモデルにしながら、全国的な対応ができるものであることが当然なんだけれども、どうも国の直轄関係だけに限られるという情報があったので、県の補助ダムにしても何にしても、大きく言えば国の政策のもとで、また国の補助を受けてやっているわけだから、国だけに限定しないで、県営ダムも団体営も電源開発も含めて、いわゆるダム撤去後の地域振興や生活を守るという問題については措置すべきだと、そういう法案にすべきだということを要望してきたんですけれども、きょうの新聞あたりでは、補助ダムについてもということが載っておりましてけれども、そこら辺のところはどうかなというのと、県としても、積極的にそういう方向で国に働きかけていただきたいなというように思います。

○林河川課長 ただいま県営ダムへの適用に関するお話がございましたけれども、今回の法案では、直轄ダムというのが対象でございます。都道府県施行のダムについては、地

域主権の考え方から、都道府県に新たな義務を課すような規定は新設しないということからこういうふうな法案になっているというのが、これまで我々が知り得ている情報でございます。

いずれにいたしましても、法案の詳細について把握しておりませんので、現時点ではなかなかちょっとコメントしにくいというところでございます。

○松岡徹委員 余りにも、何というか、みみっちいというか、狭過ぎるといふか、直轄だけで。実際補助ダムがいっぱいあるわけで、それじゃ直轄の方は補償されるけれども、補助ダムとかそういうところは何の補償もないのかというのはいやっぱ通らないと思うし、まあきょうの報道あたりではその補助ダムもというようなことじゃなかったですか。

○林河川課長 新聞報道では、一応そのような報道になっております。

○松岡徹委員 ですから、やっぱり道理に立って、熊本県としても——僕も、わざわざ行って言うてきたっです。ですから、県としても、大いにそういう立場で働きかけていただきたいなど、要望しておきます。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○山口ゆたか副委員長 本委員会にも、本年度16件、陳情、要望という形で意見表明がなされております。請願とは趣旨が違いますので、その扱いについては委員会の中で詳細には取り上げてきませんでしたけれども、一つの実情をあらわす意見表明だと思っておりますの

で、執行部におかれましては、しっかりとその実情を把握しながら、しんしゃくして今後挑んでいただきたいというふうに要望しておきます。よろしく申し上げます。

○小早川宗弘委員長 それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、先ほど副委員長からも御指摘の要望書が1件提出されておりますので、執行部におかれましては、過去に出た要望書も、これからの建設行政の改善点あるいは参考にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、これをもちまして第5回建設常任委員会を閉会いたします。

午後1時53分閉会

○小早川宗弘委員長 なお、本日は、本年度最後の委員会でありますので、私と山口副委員長から、一言ずつですが、ごあいさつを申し上げます。

山口副委員長を初め委員の先生方には、本当に熱心に御審議を賜りましたことに、心から厚く感謝を申し上げます。

また、戸塚土木部長を初め執行部の皆様方にも、丁寧過ぎる説明、ちょっと長くありましたけれども、また、本当に親切な対応をしていただきましたことにも、心から感謝を申し上げます。

私も、委員長職は3回目、文教治安、総務、そしてこの建設委員会でありましたけれども、なかなかできない職でありまして、皆さん方にはいろいろと御迷惑をかけたのかなというふうに思っておりますけれども、しかしながら、建設常任委員会、全5回ありましたけれども、非常に充実した議論、中身のあつ議論だったというふうに思いますし、また、視察も、東北地方、そして関東地方と、管内視察も、八代港、熊本港というふうなことで、現場を見ることで非常にいろいろな勉強ができたのかなというふうに思っております。

すし、全般的に非常に有意義な委員会ではなかったかなというふうに思っております。

現在、建設業を取り巻く状況というのは非常に厳しい状況で、先行きの見込みも、非常に好調の兆しも見えないというふうな状況でありますけれども、しかしながら、建設産業は地域を支える最も重要な産業だというふうに思いますので、執行部の皆さん方におかれましても、もう一度原点に戻って、現場の声をしっかりと聞きながら、あるいは建設産業に携わっている方々の思いをしっかりと受けとめていただいて、今後の建設行政に携わっていただきたいというふうに思っております。

そして、この委員会が出たさまざまな意見あるいは視察の成果を、今後の各種施策につなげていって、反映していただきたいというふうに思っております。

それから、3月をもって退職される戸塚土木部長、それから成瀬課長、お2人ですかね。本当に長い間県政の中で頑張っていただきましたことに、心から敬意と感謝を申し上げますというふうに思います。今後とも健康には十二分に気をつけていただいて、再就職先、天下り先ではないと思いますけれども、その就職先の中であるいは地域の中で、今後とも県政に御協力いただければというふうに思っております。

最後になりますが、委員の先生方、そして執行部の皆様方の今後ますますの御活躍を期待いたしまして、委員長としての最後のごあいさつとさせていただきます。

皆さん本当にありがとうございました。  
(拍手)

○山口ゆたか副委員長 1年間、小早川委員長のもとでこの建設委員会で審議に参画させていただいて、本当にありがたかったというふうに思っております。

委員各位、そして執行部の皆さん、本当に

ありがとうございました。

戸塚部長、そして成瀬課長におかれては、退職ということで、今後とも、その見識を生かして、熊本県の発展に貢献いただければというふうに思っております。

個人的なことになるんですが、去年の3月11日は、実は厚生委員会に所属しておりました。委員会審議をやったりしておりました。そのときに、3月11日、昼過ぎまで審議をやっておったんですが、その後東日本大震災が発生し、名取の平野を遡上するその映像を見たときに、やはり私が感じたのは、政治の無力感と何か個人に対する空虚感だったような記憶が、この委員会室に入るといつも思い起こされます。

そういった中で、じゃあこういった災害に対して我々がどう挑んでいけばいいのか、どう準備をしていけばいいのか、そして、今後の社会資本整備のあり方について、もう一度考えるいい機会になったなというふうに個人的には感じております。

そういった中で、財源的にも厳しい状況でありますけれども、しっかりとその有用性とか必要性を、皆さんには現場を通して訴えていただきたいというふうに思っております。

今後とも、皆さんの活躍が県民の安心、安全を守ることに繋がると思いますので、どうぞ鋭意御努力いただきますようお願いしまして、ごあいさつといたします。

本当にありがとうございました。(拍手)

○小早川宗弘委員長 それでは、退職される方を代表して、戸塚部長の方からごあいさつをお願いいたします。

○戸塚土木部長 それじゃ、代表いたしまして私の方からお礼のごあいさつを申し上げます。

小早川委員長、山口副委員長を初め委員の先生方には、この1年間、大変お世話になり

ました。

先ほど委員長、副委員長の方からお話がありましたとおり、この1年、建設産業の振興、そして厳しい財政状況の中での社会資本の整備、そして維持管理、ことしは特に東北震災の復旧、復興への支援、そしてあと熊本市の政令市移行に伴います業務、権限の移譲ということで、非常に御苦勞をおかけしました。深く感謝申し上げます。

これからも引き続き、土木部への御指導、そしてまた県行政の発展のための御指導を賜りますようお願い申し上げます、深くお礼と感謝を述べさせていただきたいと思えます。

また、先ほど委員長の方からも、副委員長の方からも、私ども退職する者に対しまして、温かいねぎらいの言葉をいただきました。ありがとうございます。

まだ3月末ということで、1カ月余を残しております。本年度の職務を完遂させるため、そしてまた次年度に向けた備え、これに最後の力を尽くしたいと思います。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○小早川宗弘委員長 ありがとうございます。

退職される皆様方には、本当に長い間お疲れさまでございました。

それでは、これで委員会を終わります。お世話になりました。

午後1時58分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長